

幌延町地域防災計画

幌延町防災会議

目 次

総 則 編	1
第 1 章 総 則	3
第 1 節 計画策定の目的.....	3
第 2 節 計画の位置づけ.....	3
第 3 節 計画の構成.....	4
第 4 節 用語の使用.....	4
第 5 節 幌延町の防災ビジョン.....	5
第 6 節 計画の修正.....	6
第 7 節 町及び防災機関が行う業務の大綱と住民等の責務.....	7
第 8 節 住民、自主防災組織及び事業所の責務.....	12
第 2 章 幌延町の概況	15
第 1 節 自然条件.....	15
第 2 節 社会条件.....	17
第 3 章 防災組織	18
第 1 節 組織計画.....	18
第 2 節 気象業務に関する計画.....	29
基本対策編	43
第 1 章 災害予防計画	45
第 1 節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画.....	46
第 2 節 各種マニュアルの整備.....	48
第 3 節 防災訓練計画.....	49
第 4 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	51
第 5 節 関係団体との協定締結の推進、相互応援（受援）体制の整備.....	52
第 6 節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	54
第 7 節 避難体制整備計画.....	57
第 8 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	62
第 9 節 情報収集・伝達体制整備計画.....	65
第 10 節 土木及び建築物の予防対策.....	66
第 11 節 ライフライン施設の予防対策.....	68
第 12 節 消防計画.....	69
第 13 節 土砂災害の予防計画.....	73
第 14 節 積雪・寒冷対策計画.....	76
第 15 節 複合災害に関する計画.....	78
第 16 節 業務継続計画の策定.....	79
第 2 章 災害応急対策計画	80
第 1 節 初動体制の確立.....	80
第 2 節 災害情報収集・伝達計画.....	81
第 3 節 災害通信計画.....	85
第 4 節 災害広報・情報提供計画.....	87
第 5 節 避難対策計画.....	90
第 6 節 応急措置実施計画.....	102
第 7 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画.....	105
第 8 節 広域応援・受援計画.....	109

第9節	ヘリコプター等活用計画	111
第10節	救助救出計画	113
第11節	医療救護計画	114
第12節	防疫計画	117
第13節	災害警備計画	121
第14節	交通応急対策計画	122
第15節	輸送計画	126
第16節	食料供給計画	128
第17節	給水計画	129
第18節	衣料、生活必需物資供給計画	131
第19節	石油類燃料供給計画	133
第20節	電力施設災害応急計画	134
第21節	ガス施設災害応急計画	135
第22節	上下水道施設対策計画	136
第23節	応急土木対策計画	137
第24節	被災宅地安全対策計画	139
第25節	住宅対策計画	142
第26節	障害物除去計画	146
第27節	文教対策計画	148
第28節	行方不明者の捜索及び遺体の收容処理埋葬計画	152
第29節	家庭動物等対策計画	154
第30節	応急飼料計画	155
第31節	廃棄物等処理計画	156
第32節	災害ボランティアとの連携計画	158
第33節	労務供給計画	160
第34節	職員派遣計画	161
第35節	災害救助法の適用と実施	163
第3章	災害復旧・被災者援護計画	166
第1節	災害復旧計画	166
第2節	被災者援護計画	168
第3節	災害復興事業	171
地震・津波災害対策編		173
第1章	総 則	175
第1節	計画の目的及び性格	175
第2節	計画の基本方針	175
第3節	幌延町周辺における地震の発生状況	177
第4節	地震・津波の想定	177
第2章	災害予防計画	182
第1節	住民の心構え	182
第2節	地震に強いまちづくりの推進計画	185
第3節	地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	187
第4節	津波災害予防計画	189
第5節	火災予防計画	192
第6節	危険物等災害予防計画	194
第7節	建築物等災害予防計画	196
第8節	液状化災害予防計画	198

第3章 災害応急対策計画	199
第1節 応急活動体制	199
第2節 地震、津波情報の伝達計画	199
第3節 地震火災等対策計画	203
第4節 津波災害応急対策計画	205
第5節 生活関連施設対策計画	206
第6節 被災建築物安全対策計画	208
個別災害対策編	209
第1章 雪害対策	211
第1節 積雪災害対策	211
第2節 融雪災害対策	213
第2章 風害対策	214
第3章 高潮災害対策	214
第4章 事故災害対策	214
第1節 航空災害対策計画	214
第2節 鉄道災害対策計画	218
第3節 道路災害対策計画	221
第4節 危険物等災害対策計画	225
第5節 大規模な火事災害対策計画	231
第6節 林野火災対策計画	234
水防計画編	239
第1章 総 則	241
第1節 計画の目的及び性格	241
第2節 計画の基本方針	241
第3節 用語の定義	241
第4節 水防の責任等	243
第5節 水防組織及び所轄事務	244
第2章 水害予防計画	245
第1節 重要水防箇所	245
第2節 予報及び警報	245
第3節 水門等の操作	250
第4節 水防資機材及び輸送	250
第5節 水防訓練	250
第3章 災害応急対策計画	251
第1節 水防活動	251
第2節 協力及び応援	255
第3節 水防報告	256

資 料 編	257
別記 1 幌延町防災会議条例.....	259
別記 2 幌延町災害対策本部条例.....	261
別記 3 幌延町避難行動支援実施要綱.....	262
別表 1 幌延町における過去の災害記録一覧.....	266
別表 2 重要水防箇所.....	269
別表 3 津波災害警戒区域 全体位置図.....	273
別表 4 土砂災害警戒区域等の指定状況.....	274
別表 5 山地災害危険地区.....	274
別表 6 危険物取扱所及び貯蔵所.....	276
別表 7 防災用主要備蓄資機材一覧.....	277
別表 8 消防施設整備状況.....	281
別表 9 指定避難所一覧.....	283
別表10 福祉避難所一覧.....	283
別表11 指定緊急避難場所一覧.....	283
別表12 防災協定締結状況一覧.....	285
別表13 ヘリコプター発着可能地.....	286
別表14 水門等の設置場所.....	287
別表15 被害状況判定基準.....	289
様式 1 災害情報.....	293
様式 2 被害状況報告.....	295
様式 3 避難者名簿.....	297
様式 4 避難所収容台帳.....	298
様式 5 避難所設置及び収容状況.....	299
様式 6 緊急通行車両確認証明書.....	300
様式 7 世帯構成員別被害状況.....	301
様式 8 物資購入（配分）計画表.....	302
様式 9 物資受払簿.....	303
様式10 物資給与及び受領簿.....	304
様式11 物資の給与状況.....	305
様式12 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票.....	306
様式13 救急患者の緊急搬送情報伝達票.....	307
様式14 自衛隊災害派遣要請文.....	308
様式15 自衛隊災害派遣部隊の撤収要請文.....	309
別図 洪水浸水想定区域図.....	310

総 則 編

第1章 総 則

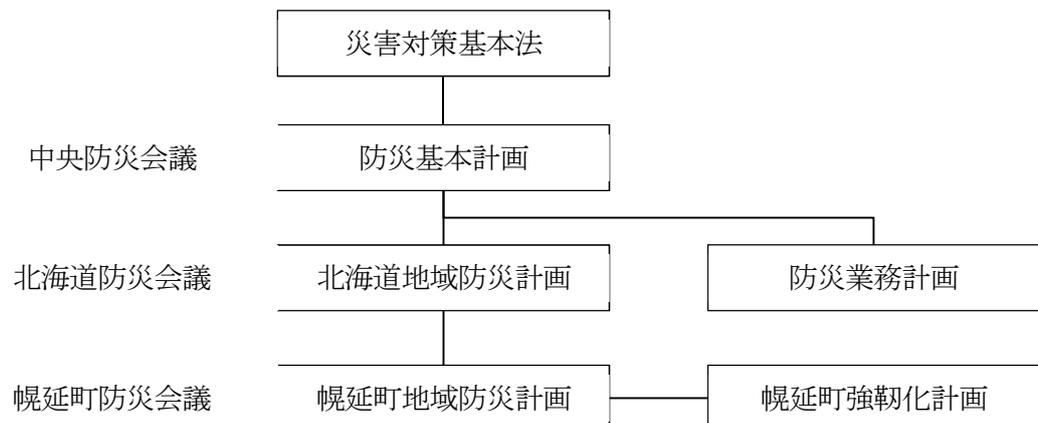
第1節 計画策定の目的

幌延町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条及び「幌延町防災会議条例」（昭和37年条例第31号）第2条の規定に基づき、幌延町防災会議が作成する計画であり、幌延町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 本町の区域を管轄し、又は区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備又は改善等、災害予防に関すること
- 4 災害時の給水、防疫、食料供給等、災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 自主防災組織の育成に関すること
- 7 高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等、災害時に周りの人たちの手助けが必要な方（以下「要配慮者」という。）に対する対策の充実に関すること
- 8 防災訓練に関すること
- 9 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の位置づけ

町地域防災計画は、災害対策基本法により「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）及び防災業務計画（各防災関係機関）との整合性を図り、地域における特性や災害環境に合わせた計画とする。また、防災対策の推進に当たって、「幌延町強靱化計画」を基本に取り組みものとする。



第3節 計画の構成

町地域防災計画は、次の各編で構成する。

- 1 総則編
計画の目的、組織、町の概況など
- 2 基本対策編
様々な災害に共通する情報伝達、予防計画、応急対策計画、復旧計画など
- 3 地震・津波災害対策編
地震・津波の想定、震災予防計画、応急対策計画など
- 4 個別災害対策編
雪害、融雪災害、風害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害など
- 5 水防計画編
計画の目的、水防組織、予報及び警報、水防活動、水防訓練など
- 6 資料編
各編に係わる各種資料、様式集を掲載

第4節 用語の使用

この計画において、次の表の左欄に掲げる用語は、それぞれ当該右欄の内容をもって使用している。

用 語	内 容
基 本 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
基 本 法 施 行 令	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）
救 助 法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
水 防 法	水防法（昭和24年法律第193号）
消 防 法	消防法（昭和23年法律第186号）
防 災 会 議	幌延町防災会議
本 部 （ 長 ）	幌延町災害対策本部（長）
地 域 防 災 計 画	幌延町地域防災計画（「町地域防災計画」と表記。）
防 災 関 係 機 関	幌延町防災会議条例第3条第5項に定める機関
災 害	基本法第2条第1号に定める災害
災 害 予 防 責 任 者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避 難 行 動 要 支 援 者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
複 合 災 害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第5節 幌延町の防災ビジョン

幌延町は、災害時における住民の生命、財産を守るとともに、災害に強いまち・組織づくりを推進するため、災害対策の基本理念である幌延町防災ビジョンを定め、町、関係機関、住民等が連携して防災・減災対策に取り組むものとする。

＜基本理念＞

- 1 災害に強い組織をつくる
- 2 災害に強いまちをつくる
- 3 災害に備えた体制をつくる

1 災害に強い組織をつくる

災害時において、町や防災関係機関の対応には限界があることから、住民自らが判断し、行動できることが重要となる。

このことから、自助（自らの安全を自らで守る）・共助（地域において互いに助け合う）・公助（町及び防災関係機関が実施する対策）が相乗的、効果的に推進され、住民、自主防災組織、事業所、町及び防災関係機関の協働により、地域一体となった防災組織体制の確立を目指す。

また、防災訓練や防災教育の推進により、防災意識の高揚を図るとともに、女性や高齢者など多様な視点を取り入れた防災体制を確立し、地域の防災力向上を図る。

2 災害に強いまちをつくる

地震などの異常な自然現象は、発生そのものを防ぐことはできないが、その被害の大きさは防災対応のあり方によって大きく異なる。

このことから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、平常時から関係機関との連携を深めて情報共有を図るとともに、地域の気候特性や浸水区域、土砂災害区域の状況把握、住宅の耐震改修促進等に努めるものとする。

3 災害に備えた体制をつくる

災害時において迅速な対応ができるよう、初動マニュアルや災害の種類に応じた行動マニュアルの整備を図るとともに、ハザードマップの見直しや備蓄品の整備、民間企業との防災協定の締結を推進し、物資供給や救援体制の強化を図る。

また、情報収集や住民への避難情報を的確に伝達できるよう、通信、情報伝達手段の多重化を図り、情報ネットワーク体制の確立を目指す。

4 多様な住民の視点を取り入れた支援体制、避難所運営体制等をつくる

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた被災者支援体制、避難所運営体制等の確立を目指す。

5 感染症対策に配慮した避難所運営体制をつくる

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を目指す。

第6節 計画の修正

防災会議は、基本法第42条第1項の規定により、毎年計画内容に検討を加え、概ね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の変更又は改訂が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

第7節 町及び防災機関が行う業務の大綱と住民等の責務

防災会議構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関等」という。）の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 幌延町

機関名	事務又は業務の大綱
町長等部局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
幌延町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童、生徒の救護に関すること。 (2) 応急教育対策に関すること。 (3) 文教施設及び文化財の保全並びに被害調査に関すること。

2 消防機関

機関名	事務又は業務の大綱
北留萌消防組合 消防署幌延支署 幌延町消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防活動、水防活動による災害の鎮圧に関すること。 (2) 救助活動に関すること。 (3) 災害時における住民の避難誘導、広報及び警戒に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
北海道農政事務所 旭川地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 宗谷森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (2) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (3) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道開発局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6) 直轄河川の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (9) 補助事業に係る指導、監督に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
北海道運輸局	(1) 鉄道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
札幌管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (5) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (6) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
第一管区海上保安本部	(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (4) 海上における人命の救助に関すること。 (5) 海上交通の安全確保に関すること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 家庭動物の保護等に関すること。

4 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊北部方面隊第2師団第3即応機動連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

5 北海道

事務又は業務の大綱
(1) 道防災会議の事務に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育、防災訓練並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

6 北海道警察

機関名	事務又は業務の大綱
天塩警察署 幌延駐在所 問寒別駐在所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。 (9) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達及び災害情報の収集に関すること。

7 指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 北海道支社 稚内郵便局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社NTTドコモ 北海道支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDD I 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本赤十字社北海道支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会札幌放送局 （北海道地域拠点局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運株式会社札幌航空支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社道北支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
北海道電力ネットワーク株式会社天塩ネットワークセンター	<ul style="list-style-type: none"> (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。

8 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
民放各局（テレビ、ラジオ）	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人宗谷医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人稚内歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人北海道薬剤師会稚内支部	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人北海道獣医師会留萌支部	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
一般社団法人北海道バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人北海道トラック協会及び地区トラック協会	
公益社団法人北海道看護協会	(1) 災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人北海道LPガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
一般社団法人北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務を行うこと。
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 市町村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務の大綱
西天北五町衛生施設組合	(1) ごみ及びし尿の処理及び清掃に関すること。
幌延町農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 保険金や共済金支払いの手続を行うこと。
農業共済組合北部支所留萌北部家畜診療所	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 家畜の防疫の協力に関すること。
幌延町商工会	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 災害時における物価の安定及び救助救援物資、資材の確保についての協力に関すること。 (3) 被災商工業者に対する融資及びその斡旋に関すること。
幌延町社会福祉協議会	(1) ボランティアセンターの設置・運営に関すること。 (2) 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びその斡旋に関すること。 (3) 被災者の保護についての協力に関すること。
稚内信用金庫幌延支店	(1) 災害時における金融に関すること。
町内会 幌延町赤十字奉仕団	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防

女性防火クラブ 農協及び商工会女性部	に 関 す る こ と。 (3) 非常食等の炊出し及び保育等ボランティア活動に 関 す る こ と。
医療機関	(1) 災害時における医療及び防疫対策について協 力 す る こ と。
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資 の 緊 急 輸 送 業 等 に つ い て 関 係 機 関 の 支 援 を 行 う こ と。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を 行 う こ と。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関 係 機 関 の 支 援 を 行 う こ と。

第8節 住民、自主防災組織及び事業所の責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第1項 住民、自主防災組織の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。また災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動したうえで、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、北海道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (9) 家屋の耐震化の推進、家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所、避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町・北海道・防災関係機関等の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害、特定災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2項 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、北海道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3項 住民、自主防災組織及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内会の居住者及び事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町内の地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4項 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 幌延町の概況

第1節 自然条件

第1項 位置及び面積

本町は、日本の北部、北海道西天北地域のほぼ中央に位置し、北緯45度線上にある。

北は豊富町、猿払村、東は浜頓別町、中頓別町、南は中川町、天塩町に接し、西は海岸線をもって日本海に面している。

位 置				広 が り		面 積
東 経		北 緯		東 西	南 北	
自	至	自	至	40.8km	20.8km	574.10㎡
141° 39' 48"	142° 10' 43"	44° 52' 44"	45° 06' 02"			

第2項 地勢

本町の総面積の約64%を山林が占めているが、標高581mのイソサンヌプリ山、532mの知駒岳、472mの摺鉢山以外は、特に高い山はなく、全体的に緩やかな傾斜の地形となっている。

平野は、天塩川とその支流の流域に広がっていて、サロベツ原野（7,100ha）、トイカンベツ原野（6,000ha）が特に広大であるが、湿潤な集積土壌いわゆる泥炭地と普通鈹質土壌からなり、平坦地の約44%にも及ぶ泥炭地は農業発展の阻害要因でもあった。

問寒別東部には蛇紋岩地帯があって、特有の蛇紋岩変成植物が群生している。

河川は、道内三大河川の一つで天塩岳に源を発している天塩川をはじめとして、その支流であるサロベツ川、問寒別川など約70河川がある。

海岸は、その延長18.2kmからなり、港湾施設はなく、漁業資源に乏しい浅海砂礫地帯である。

第3項 地形、地質

本町は、その南を天塩川を隔てて天塩町に接しており、町の東部は天塩川支流の問寒別川流域よりなる。一方、町の中央部はエベコロベツ南沢、松尾沢など西流する小支流の流域、西部はサロベツ原野及び海岸に平行する砂丘帯からなっている。

地形は西部を構成するサロベツ原野と中央部ないし東部にまたがる天塩山地に大別されるが、天塩山地は標高400m以下の縦順地帯で、標高は東部の背陵部から西に向かってしだいに低まり、河川は格子状の流路を呈し、地質構造に支配されていることを示している。

東部は本道の中央山脈の西側にあたり、南北に延々と続く、いわゆる神居古潭帯の北側にあたっており、中央部ないし西部は、これらと平行に南北の分布を示す新第3紀褶曲帯の一部に属している。従って幌延町東部は、ジュラ紀（1億5,000万年前）に属する空知層群、白亜紀（1億2,000万年前）のえぞ層群など、中生代末の貫入と考えられている蛇紋岩類の広い分布地域となっている。

西部は洪積層の泥炭地及び砂丘によって構成されている。

第4項 気象

本町の気候は、夏は涼しく、年間の平均気温は8～9℃で、5月から9月にかけての平均気温は18℃前後となっている。

冬は北西の季節風が強く、乾燥寒冷で根雪期間は11月下旬から4月下旬まであり、約150日間に及ぶ1m程度の積雪であり、北西風の日が多く吹雪が連日にわたる。

最深積雪は平成18年の2.03m、最低極値は昭和60年の-35℃である。

年平均降水量は900mm程度であり、7月～11月の夏期間から秋にかけてが最も多く、年降雨量の60%程を占めている。

【気象データ】

統計期間：平成19年～令和4年

項目	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温 (℃)	平均	-6.2	-5.8	-0.7	11.0	22.3	13.5	18.9	19.1	16.3	9.7	3.0	-3.6	8.1
	最高	2.9	5.2	13.0	21.3	25.9	26.6	32.8	31.5	30.8	22.5	16.3	11.8	20.1
	最低	-23.2	-22.7	-17.2	-7.6	-2.4	-0.2	6.8	5.4	0.4	-2.8	-9.4	-20.4	-7.8
降水量(mm)		49.8	30.5	38.5	45.7	64.2	63.6	81.6	125.7	91.7	125.9	116.7	82.5	916.4

(注) 気象庁の気象データを使用（幌延地点については降水データしかないことから、気温については近隣である豊富地点を使用した。）

気象	区分	最高気温	最低気温	日降水量	最深積雪深	降雪量日量
極値		35℃	-35℃	147.0mm	203cm	74cm
観測所		幌延河川事業所	幌延河川事業所	問寒別	上問寒	上問寒
記録日		H 1. 7. 26	S60. 1. 26	H12. 10. 8	H18. 3. 31	H16. 2. 23

(注1) 平成9年までは留萌開発建設部幌延河川事業所気象観測データを使用した。

(注2) 平成10年以降は、幌延市街地気象観測所、問寒別気象観測所、上問寒気象観測所の気象観測データを使用した。

(注3) 平成15年8月以降は、上記3観測所に加え、北進気象観測所の気象観測データも使用した。

(注4) 平成21年8月に、幌延市街地気象観測所、問寒別気象観測所、上問寒気象観測所が廃止撤去された。

(注5) 平成26年11月以降は、北進気象観測所が廃止となったため、気象庁のデータを使用する。ただし幌延地点は降水データしかないことから、気温、降雪量及び積雪深は、近隣である豊富地点のデータを使用する。

第2節 社会条件

第1項 幌延町の特徴

本町は、南は天塩川で天塩町と境し、東部は天塩山地で、天塩川の支流である問寒別川が南流する、西は日本海に面し、下サロベツ原野が広がる利尻礼文サロベツ国立公園の一部である。

町の基幹産業は、第一次産業としての牛乳生産を主体とする酪農業、北海道大学研究林と国有林が大半を占める林業であり、第二次産業は、建設業と雪印メグミルク株式会社幌延工場など、第三次産業は、サービス業、小売業、飲食店、運輸・通信業等である。

また、町内には日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターや幌延地圏環境研究所といった研究機関が置かれている。

昭和35年9月に町制を施行してから50周年を迎えた平成22年4月に、北海道の支庁制度改革に合わせて、これまでの留萌支庁から宗谷総合振興局に移管した。

令和5年1月末日現在の住民基本台帳による総人口2,198人に対し、65歳以上の人口は667人で、高齢化率は30.3%となっている。

第2項 災害の特徴

本町では、海岸部における高波、海岸線の急傾斜危険地帯や砂丘地におけるがけ崩れや地すべり、豪雨、融雪による河川の氾濫などの自然災害が予想され、地震による津波、液状化も懸念される。

そのため、従来も様々な防止対策が各事業で行われてきたが、災害発生のおそれがある箇所、危険区域指定、防止対策の促進、情報伝達の整備等、総合的な防止対策をより一層強化するとともに、災害時における迅速で適切な対応ができるような組織・体制づくり、危機管理システム作りをさらに積極的に推進する必要がある。

第3項 災害履歴

本町における過去の大きな災害は次表のとおり（災害履歴は資料編「別表1」に記載）

種 別	発生年月日	被 害 内 容
洪水	昭和50年 9月6日～8日	集中豪雨（円山213.6mm）により天塩川流域氾濫 家屋浸水25戸、農地被害4,351ha、河川決壊24ヶ所 道路決壊2ヶ所、橋梁3ヶ所
洪水	昭和56年 8月3日～6日	集中豪雨（幌延153.9mm、問寒別170.5mm）により天塩川氾濫 家屋浸水35戸、農地被害1,745ha、道路決壊14ヶ所 河川決壊2ヶ所、橋梁1ヶ所、営農用水施設3件、 明渠排水2件、その他3件
台風	平成16年9月8日	台風（瞬間最大風速36m）により甚大な被害 住宅一部破損38戸、非住宅全半壊148棟、 農業被害162件、商工被害13件、公立文教被害1件、 社会教育施設6件、社会福祉施設1件
大雨	平成22年 7月28日～29日	大雨による被害 町道法面崩壊2ヶ所、陥没1ヶ所、路肩崩壊2ヶ所、 林道路盤亀裂1ヶ所、農地冠水380ha
地震	平成30年9月6日	北海道胆振東部地震により被害発生（ブラックアウト） 全域停電（6日3時頃）、全域復電（7日19時頃）

第3章 防災組織

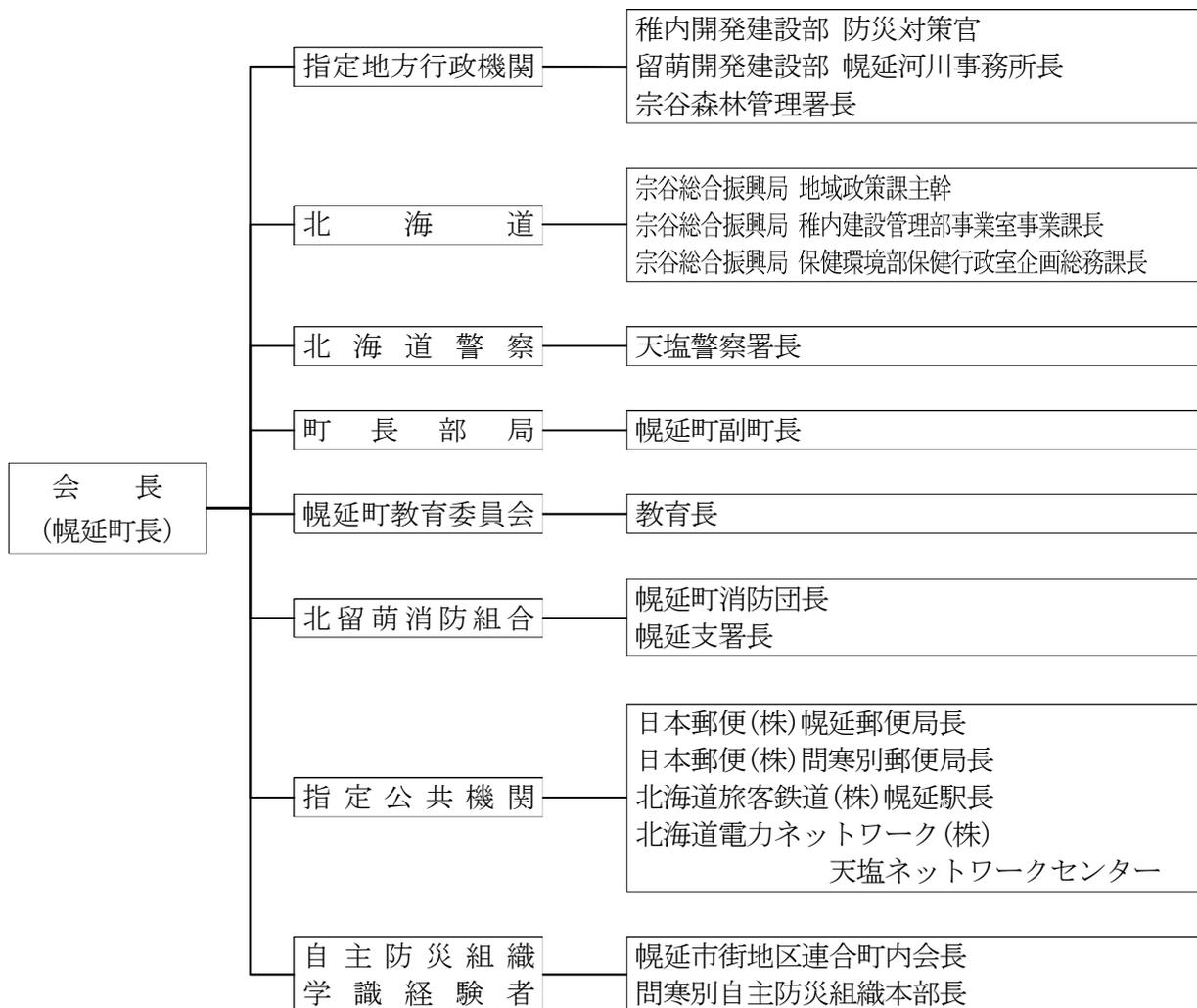
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動、災害に関する情報、気象予報及び警報等の伝達に即応し、災害対策の総合調整を図るための組織体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

第1項 幌延町防災会議

幌延町防災会議は、防災行政を総合的に運営するための組織として、町長を会長とし、幌延町防災会議条例第3条に規定する委員20名以内で組織する。

1 防災会議の構成



2 防災会議の所掌事務

防災会議は、次に掲げる事務を遂行する。

- (1) 町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法第33条第1項に基づく水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

3 防災会議の運営

防災会議の運営は、幌延町防災会議条例（昭和37年条例第31号。以下「防災会議条例」という。）の定めるところによる。

第2項 災害応急体制

町の区域内での災害時、町及び防災関係機関は災害応急体制をとり、迅速に応急対策を実施する。

1 災害対策本部の設置・廃止

(1) 設置基準

災害対策本部は、基本法第23条の2第1項及び幌延町災害対策本部条例（昭和37年条例第32号。以下「災对本部条例」という。）の規定に基づき、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

- ① 災害が発生し、その規模、範囲及び社会的影響等から特に対策が必要な場合
- ② 気象、地象及び水象についての情報又は警報若しくは特別警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策が必要な場合
- ③ 震度5弱以上の地震が発生した場合
- ④ 津波警報が発表された場合
- ⑤ 土砂災害警戒情報が発表された場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として幌延町役場庁舎に設置する。

(3) 本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害応急対策が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

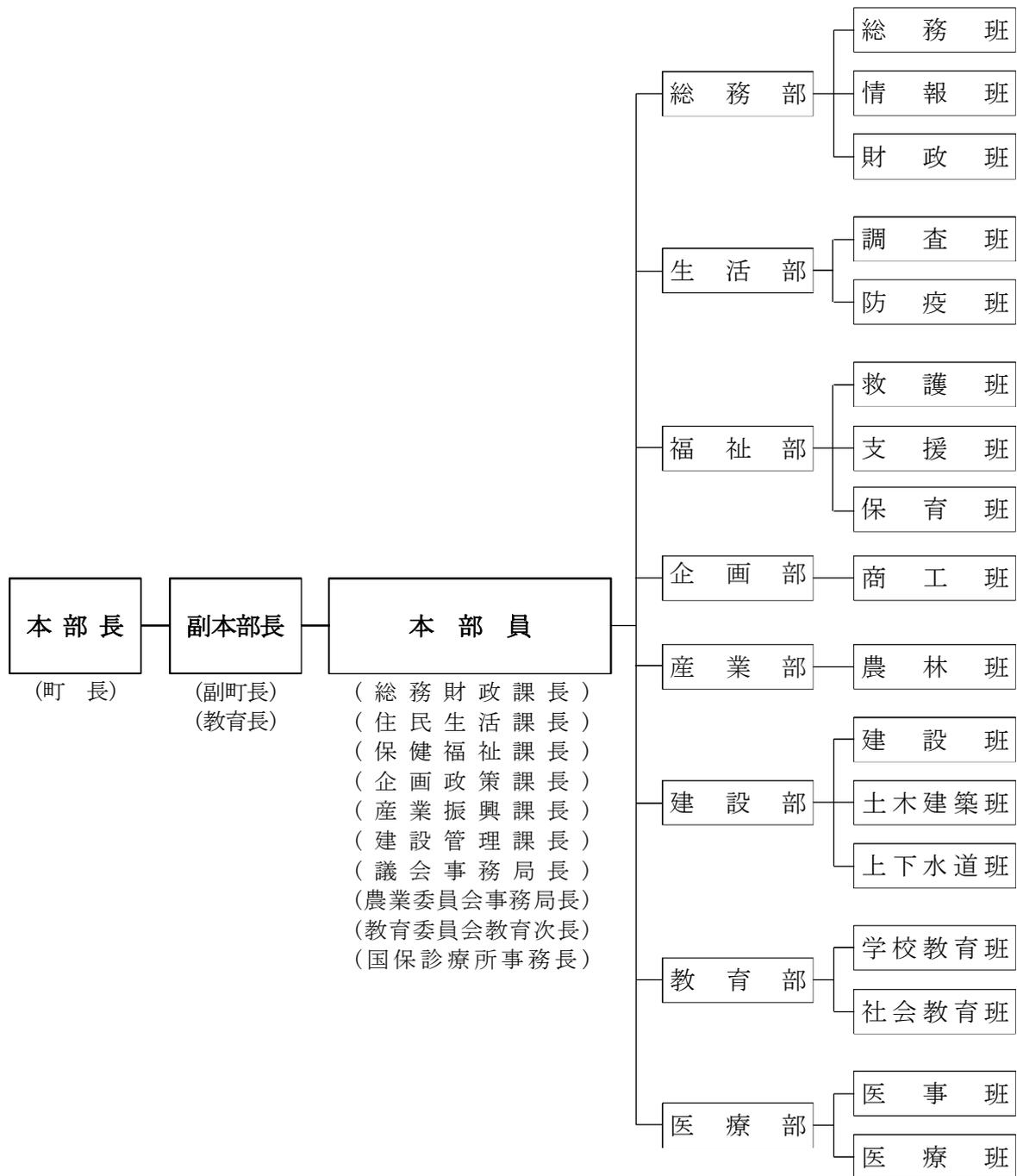
(4) 通知及び公表

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員、防災会議構成機関、防災関係機関等及び住民に対し、広報車、電話、文書その他の方法で通知及び公表する。また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

2 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部組織図

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



(2) 運営

災害対策本部の運営は、災対本部条例に定めるところによる。

(3) 事務分掌

災害対策本部の所掌事務は、次のとおりである。

◎は部長、○は副部長、◇は班長を示し、各所属の職員を班員とする。

部 名	班 名	事 務 分 掌
総務部 ◎総務財政課長 ○議会事務局長 総務G主幹 財政G主幹	総務班 ◇総務係長 問寒別出張所長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に関する事 ・災害対策本部の設置及び廃止に関する事 ・災害対策本部の庶務に関する事 ・北海道及び中央関係機関に対する要望及び資料調整に関する事 ・消防機関に対する派遣要請に関する事 ・自衛隊の派遣要請に関する事 ・災害に関する通報の発受に関する事 ・部員の非常招集に関する事 ・部員・班員の動員計画に関する事 ・各部との連絡調整に関する事 ・各関係機関及び団体との連絡並びに情報交換に関する事 ・町有車両の統括に関する事 ・応急・復旧対策の調整に関する事 ・その他各部の他の班に属さないこと
	情報班 ◇防災情報係長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、告知端末機の運用に関する事 ・情報通信手段の確保及び管理に関する事 ・気象予報、警報等の情報収集及び住民への伝達に関する事 ・住民への緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）の伝達及び広報に関する事 ・被災台帳の作成に関する事 ・災害資料の取りまとめに関する事 ・被災時の記録写真撮影に関する事 ・その他災害の情報収集及び報告に関する事 ・防災備蓄品の配分に関する事 ・報道機関との連絡調整に関する事
	財政班 ◇財政係長 出納係長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予算の編成、経理及び資金の調達に関する事 ・避難所への物資搬送に関する事 ・防災協定締結業者との連絡及び調整に関する事
生活部 ◎住民生活課長 ○住民G主幹 生活G主幹	調査班 ◇税務係長 戸籍年金係長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関する事 ・被災世帯及び被災住家の被害状況の調査に関する事 ・被災者の町税減免に関する事

部 名	班 名	事 務 分 掌
	防疫班 ◇生活環境係長 広報住民係長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること ・被災地の感染症予防に関すること ・被災地の食品衛生保持に関すること ・災害時における廃棄物の処理及びし尿処理に関すること ・遺体の収容処理及び埋火葬に関すること ・その他清掃及び防疫に関すること
福祉部 ◎保健福祉課長 ○福祉G主幹 保健G主幹 保健センター所長 地域包括支援センター所長 居宅介護支援事業所長 認定こども園長 子育て支援センター所長 間寒別へき地保育所長	救護班 ◇社会福祉係長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること ・避難所の開設及び運営管理に関すること ・被災者の応急炊き出しに関すること ・救援物資の受付及び配分に関すること ・社会福祉施設の災害対策、被害調査及び応急措置並びに災害復旧対策に関すること ・日赤北海道支部に対する協力要請及び連絡調整に関すること ・被災者に対する災害弔慰金及び見舞金等に関すること ・防災ボランティアの受入及び調整に関すること
	支援班 ◇保健推進係長 包括支援係長 居宅介護支援係長	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の安否確認等に関すること ・被災者の相談、生活援護及び避難所生活の支援に関すること ・被災者及び避難所に対する保健指導及び栄養指導に関すること
	保育班 ◇保育係長 子育て支援係長	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の災害対策、被害調査及び応急措置並びに災害復旧対策に関すること ・災害時における入園(所)児の避難誘導及び安全確保に関すること ・入園(所)児の避難指導に関すること
企画部 ◎企画政策課長 企画政策G主幹 地域対策室長	商工班 ◇商工観光係長 企画調整係長 地域振興係長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること ・観光施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること ・中小企業への資金融資等の相談及び対策に関すること
産業部 ◎産業振興課長 ○農業委員会事務局長 農林G主幹	農林班 ◇農政係長 生産振興係長 林政係長 農地係長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業用施設及び農作物などの被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること ・林地、林業用施設などの被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること ・治山対策、山林火災の予消防に関すること ・農業用施設の管理保全に関すること ・被災家畜の防疫に関すること ・被災農家等への資金融資等の相談及び対策に関すること ・農林関係機関との連絡調整に関すること

部 名	班 名	事 務 分 掌
建設部 ◎建設管理課長 ○建設G主幹 管理G主幹	建設班 ◇管理係長 公園住宅係長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の通行禁止の区域及び制限の措置の総合調整に関する事 ・町内建設業者等の協力要請に関する事 ・災害応急資材の調達、配分及び保管に関する事 ・公営住宅の応急利用に関する事 ・公営住宅及び職員住宅等の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事
	土木建築班 ◇土木係長 建築係長	<ul style="list-style-type: none"> ・土木施設の被災状況の調査及びその応急・復旧対策に関する事 ・災害時の交通危険箇所の表示、道路状況の調査に関する事 ・建築物被災状況の調査報告に関する事 ・町有建築物並びに公共施設、設備の応急・復旧対策に関する事 ・応急仮設住宅の建築に関する事 ・被災地の住宅対策及び住宅建築指導、融資に関する事 ・その他土木・建築全般に関する事
	上下水道班 ◇上下水道係長 管理G主査	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地の管理、水質保全に関する事 ・上下水道施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事 ・飲料水の確保及び給水全般に関する事 ・その他上下水道施設全般に関する事
教育部 ◎教育次長 ○総務学校G主幹 社会教育G主幹 給食センター所長 幌延町生涯学習センター所長 問寒別生涯学習センター所長 総合体育館長 金田心象書道美術館長	学校教育班 ◇総務学校係長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営の支援に関する事 ・災害時における児童生徒の避難誘導及び安全確保に関する事 ・災害時における教職員の協力調整に関する事 ・被災児童生徒の医療、防疫及び学用品の調達等に関する事 ・被災児童生徒の応急教育対策に関する事 ・学校施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事 ・児童生徒の避難指導に関する事 ・被災児童生徒の給食に関する事
	社会教育班 ◇社会教育係長 社会体育係長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営の支援に関する事 ・社会教育施設、社会体育施設の災害対策、被害調査及び応急措置に関する事 ・社会教育施設、社会体育施設の災害復旧対策に関する事 ・文化財の保全に関する事

部 名	班 名	事 務 分 掌
医療部 ◎診療所所長 ○診療所事務長 診療所事務次長 看護師長 看護係長	医事班 ◇医事総務係長 給食係長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における入院患者の避難誘導及び安全確保に関すること。 ・医療施設の被害調査及び応急措置に関すること。 ・医師会等との連絡調整に関すること ・災害時における医療体制の確保のための医療器材・薬品等の調達に関すること。
	医療班 ◇副看護師長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における傷病者の救急医療に関すること。 ・その他医療活動全般に関すること。

3 災害対策本部員会議

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」を置くものとする。

(1) 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員のほか、本部長の指名する職員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(2) 本部員会議の協議事項

- ① 本部の配備体制の移行及び廃止に関すること
- ② 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請に関すること
- ④ その他災害対策に関する重要な事項

(3) 本部員会議の開催

- ① 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- ② 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提供しなければならない。
- ③ 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- ④ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務部長にその旨を申し出るものとする。

4 災害対策本部の代替設置場所

役場庁舎が被災し、その機能が維持できないときは、北留萌消防組合消防署幌延支署を代替場所として災害対策本部を設置する。

なお、幌延支署も使用できない場合にあつては、被災状況等を考慮して決定する。

5 災害対策本部長の職務代理者

本部長不在時の指揮命令系統確立のため、職務代理者の序列を次のとおり定めるものとする。

- 順位1 副本部長（副町長）
- 順位2 副本部長（教育長）
- 順位3 総務部長（総務財政課長）
- 順位4 生活部長（住民生活課長）
- 順位5 福祉部長（保健福祉課長）
- 順位6 企画部長（企画政策課長）
- 順位7 産業部長（産業振興課長）
- 順位8 建設部長（建設管理課長）
- 順位9 教育部長（教育次長）
- 順位10 総務副部長（議会事務局長）
- 順位11 産業副部長（農業委員会事務局長）
- 順位12 医療部長（国保診療所長）
- 順位13 北留萌消防組合消防署幌延支署長

6 現地対策本部の設置・廃止

（1）設置

本部長は、災害が発生し、被災現地において災害応急対策を推進するうえで必要があると認めるときは、現地対策本部を設置し、災害現場における指揮、被害情報の収集・伝達、災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整等、迅速な災害応急対策を実施する。

現地対策本部は、副本部長、本部員その他の町職員のうちから、本部長が指名する者で組織する。

（2）廃止

本部長は、現地対策本部設置の必要がなくなったときは廃止する。

（3）通知

本部長は、現地対策本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員、防災会議構成機関、防災関係機関に対し通知する。また、廃止した場合も同様とする。

7 職員の動員・配備

（1）非常配備体制

町長（本部長）は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとる。ただし、災害対策本部が設置されない場合であっても、配置基準により体制をとることがある。

非常配備の種別・配備基準・配備体制等は次のとおりとし、配備の決定は町長（本部長）が行う。また、非常配備体制の解除についても、町長（本部長）が指示する。

(2) 非常配備体制の配備基準等

種別	第1非常配備体制（注意体制）
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度4の地震が発生したとき 2 津波注意報が発表されたとき 3 気象、地象、水象に関する警報が発表されたとき 4 局地的に小規模の災害の発生したとき、又は発生するおそれがあり、初期の災害対策を実施する必要があるとき
配備体制活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務財政課職員を招集し、気象等に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、北海道及び関係機関との情報連絡にあたる。 2 必要に応じ関係課長を招集する。招集された関係課長は次の措置をとり、その状況を総務財政課長に報告する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 巡視活動及び初期の災害対策活動にあたる。 ② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地又は被災予想地へ職員を配備する。 3 状況により第2非常配備体制移行に備え準備するとともに、その他の職員へ自宅待機を指示する。
種別	第2非常配備体制（警戒体制）
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度5弱の地震が発生したとき 2 津波警報が発表されたとき 3 特別警報が発表されたとき 4 土砂災害警戒情報が発表されたとき 5 相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
配備体制活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部を設置し、災害対策活動にあたる。 2 本部長は、係長職以上の職員を招集する。 3 各部長は所掌事務に係る活動を実施し、その状況を本部長に報告する。また、災害の現況について部内に周知し、必要に応じて所要の人員を非常配備につかせる。 4 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行しうる体制とし、その他の職員は自宅待機とする。
種別	第3非常配備体制（非常体制）
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度5強以上の地震が発生したとき 2 大津波警報が発表されたとき 3 広域又は町全域で甚大な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
配備体制活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部を設置し、災害対策活動にあたる。 2 本部長は、全職員を招集する。 3 各部・各班は、災害応急対策に全力を傾注する。 4 各部長は、活動状況を本部長に報告する。 5 本部長は、必要に応じ周辺自治体及び自衛隊等に応援要請

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

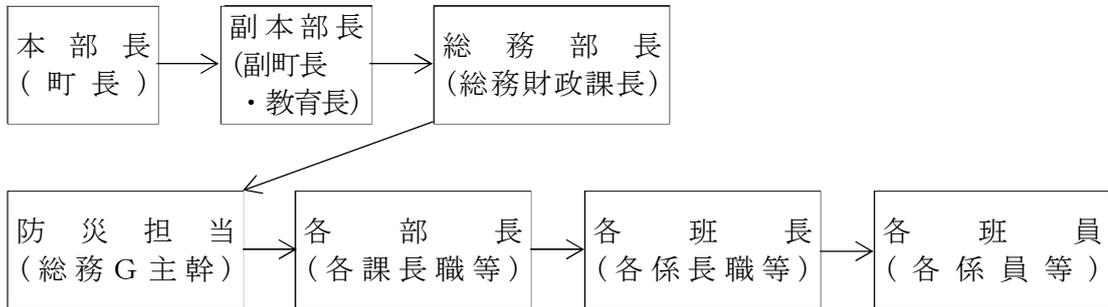
(3) 動員の伝達系統と方法

① 平常勤務時の伝達系統及び伝達方法

ア 非常配備体制を指令する場合又は災害対策本部を設置した場合は、本部長の指示により、関係課長職等に対し通知するとともに、庁内放送等の手段により職員に通知するものとする。

イ 各課長職等は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の提供、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

《連絡系統図》

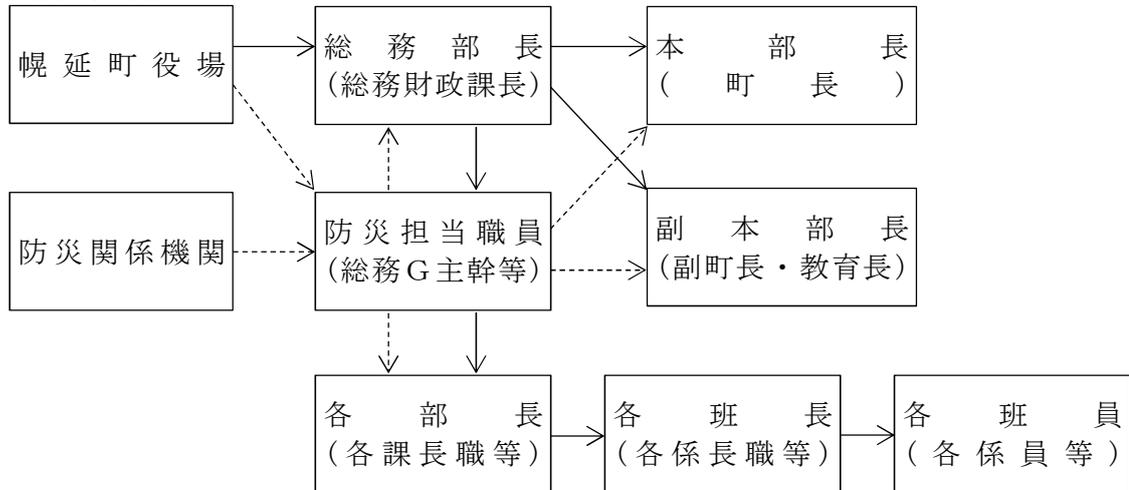


② 休日又は退庁後の伝達

ア 防災担当職員（総務グループ主幹等）は、警備員又は防災関係機関から上記に掲げる情報を受理したときは、総務財政課長に連絡するとともに、必要に応じて関係職員に連絡するものとする。

イ 各課長職等は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後直ちに関係職員の登庁、出勤の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

③ 連絡系統図



(4) 職員の自主参集

① 職員は勤務時間外、休日等に災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により各課長職等に連絡のうえ、自らの判断により登庁するものとする。

② 職員の自主参集を要する事態が発生した場合にあっては、各課長職等は職員参集状況を記録し、必要に応じ総務財政課長へ参集状況を報告するものとする。

災害又は情報の種類	自主参集の範囲
第1 非常配備体制の配備基準に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・総務財政課職員 ・その他の職員は注意体制又は自宅待機
第2 非常配備体制の配備基準に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・総務財政課職員及び係長職以上の職員 ・その他の職員は自宅待機又は自主参集
第3 非常配備体制の配備基準に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

なお、町は、住民の速やかな避難行動を促すため、避難情報発令の判断に向けて風水害に関する防災気象情報を速やかに把握するものとする。

第1項 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

1 予報区

予報区は、気象の予報および警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。

府県予報区は、さらに細分化され「一次細分区域」、「市町村等をまとめた地域」が設定されている。

本町の担当官署は稚内地方気象台で、府県予報区、細分区域の名称は次表のとおりである。

予報区の名称

分類	名称
府県予報区	宗谷地方
一次細分区域	宗谷地方
市町村等をまとめた地域	宗谷北部

2 稚内地方気象台の業務内容

稚内地方気象台が発表する気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類は、次表のとおりである。

担当官署	予報警報等の種類	回数
稚内地方気象台 (府県予報区担当 官署)	府県天気予報	毎日3回(5、11、17時)
	地域時系列予報	毎日3回(5、11、17時)
	府県週間天気予報	毎日2回(11、17時)
	気象等に関する特別警報・警報・ 注意報	随時
	府県気象情報	随時

第2項 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

① 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

② 気象等に関する警報・注意報

ア 気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

イ 気象注意報

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

③ 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

④ 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

⑤ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報					
				警戒レベル相当情報	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 (下段:国管理河川の洪水の危険度分布)	水位情報がない場合 (下段:洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 (下段:土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報	
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず実施されるわけではない)	5相当	氾濫発生情報 危険度分布:黒(氾濫している可能性)	大雨特別警報(浸水害)	大雨特別警報(土砂災害)	高潮発生情報 高潮特別警報	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(従来の避難勧告のタイムアップ発生)	4相当	氾濫危険情報 危険度分布:紫(氾濫危険水位超過相違)	危険度分布:不詳紫(非常に危険)	内水氾濫危険情報 (水位超過下水道において発表される情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布:不詳紫(非常に危険)	高潮特別警報 高潮警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難*	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 危険度分布:赤(避難判断水位超過相違)	洪水警報 危険度分布:赤(警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布:赤(警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	大雨、洪水、高潮注意報	2相当	氾濫注意情報 危険度分布:黄(氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄(注意)		危険度分布:黄(注意)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当					

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

上段赤字:危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からフラッシュ型で提供される情報)
下段赤字:常時、地図上で色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)より

(3) 警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 稚内地方気象台

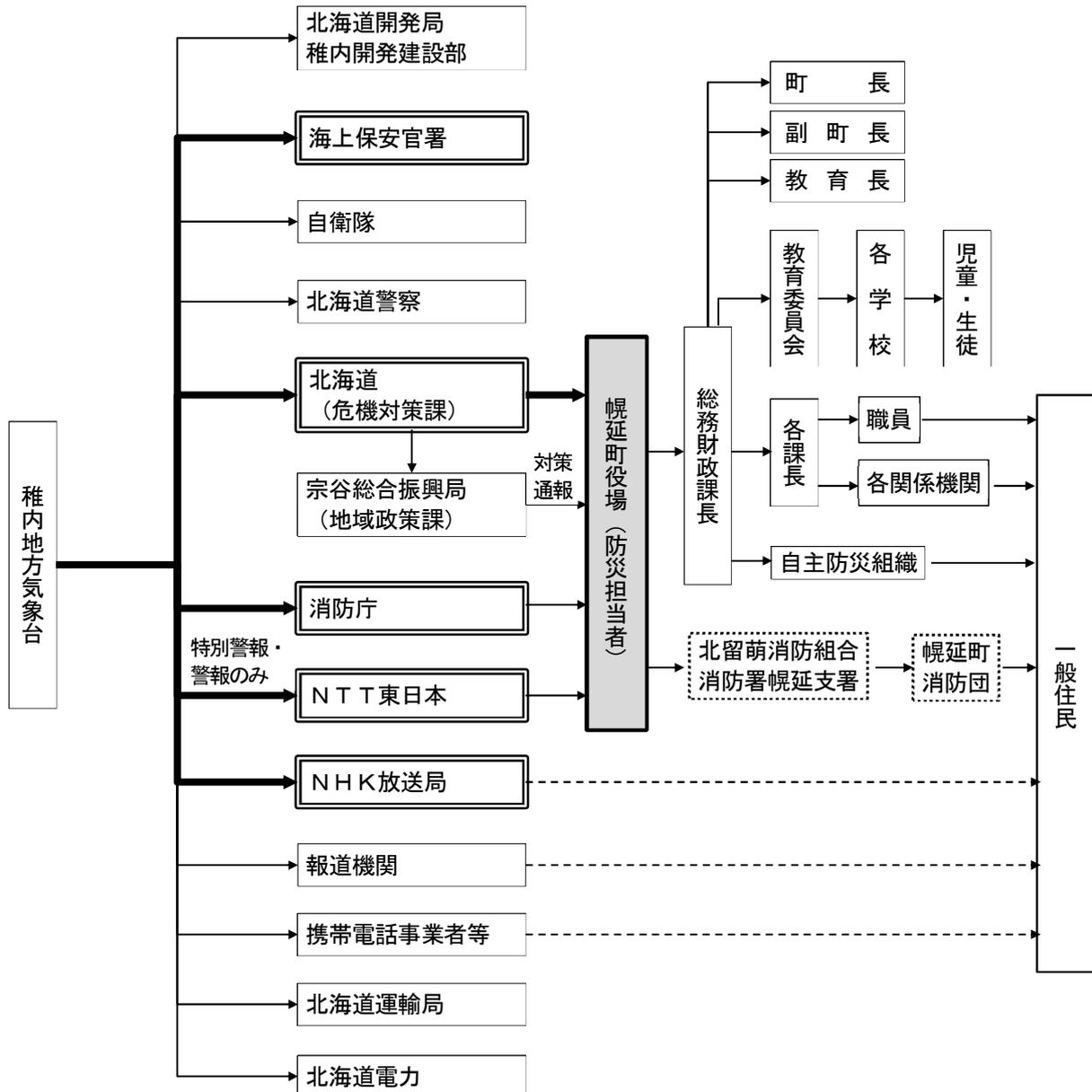
幌延町	府県予報区		宗谷地方		
	一次細分区域		宗谷地方		
	市町村等をまとめた地域		宗谷北部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	106	
	洪水	流域雨量指数基準		サロベツ川流域=28.1, 問寒別川流域=23.9	
		複合基準*1		-	
		指定河川洪水予報による基準		天塩川 [天塩大橋・誉平]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			日本海	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う	
			日本海	25m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 50cm	
波浪	有義波高		6.0m		
高潮	潮位		1.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		7	
		土壌雨量指数基準		78	
	洪水	流域雨量指数基準		サロベツ川流域=22.4, 問寒別川流域=19.1	
		複合基準*1		-	
		指定河川洪水予報による基準		天塩川 [天塩大橋]	
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			日本海	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う	
			日本海	15m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高		3.0m	
	高潮	潮位		1.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	50mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			
	濃霧	視程	陸上	200m	
			日本海	500m	
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%				
なだれ	①24時間降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5℃以上				
低温	5月～10月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2日以上継続				
	11月～4月：（最低気温）平年より 8℃以上低い				
霧	最低気温 3℃以下				
着氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温 -5℃以下で風速 10m/s 以上				
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	80mm		

* 1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

(4) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

稚内地方気象台から通報された気象情報を基に、宗谷総合振興局（地域政策課）が発する対策通報を受けたとき、又は災害が発生すると予想される場合には、直ちに総務財政課長に連絡して指示を受け、次の伝達系統図に基づき、必要に応じて関係課長等に連絡するとともに、各関係機関、自主防災組織、学校及び住民に対し、予警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

気象情報等の伝達は、電話、ファクシミリ、防災無線、IP告知端末機、広報車等最も確実に有効な方法により通報及び伝達するものとする。



- ※注) 1 「二重線」で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 2 「太線矢印」は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達先
 3 「破線矢印」は放送・無線
 ・緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

【気象予警報等の伝達責任者一覧】

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
理事者	総務財政課長	口頭・電話、IP 告知端末機、電子 メール、ファクシ ミリ等、最も確実 で有効な方法	注意報及び警報の通報 は、総務財政課防災担当 者が受理するものとする
各課長	〃		
消防関係機関	〃		
自主防災組織	〃		
職員	担当課長		
各関係機関 小・中学校	〃 教育次長		

2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

気象庁は、令和3年6月から大雨による災害発生の危険度をリアルタイムで確認できる「キキクル」の運用を開始している。「キキクル」の種類と概要は次表のとおり。

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

3 水防活動用警報及び注意報

(1) 種類

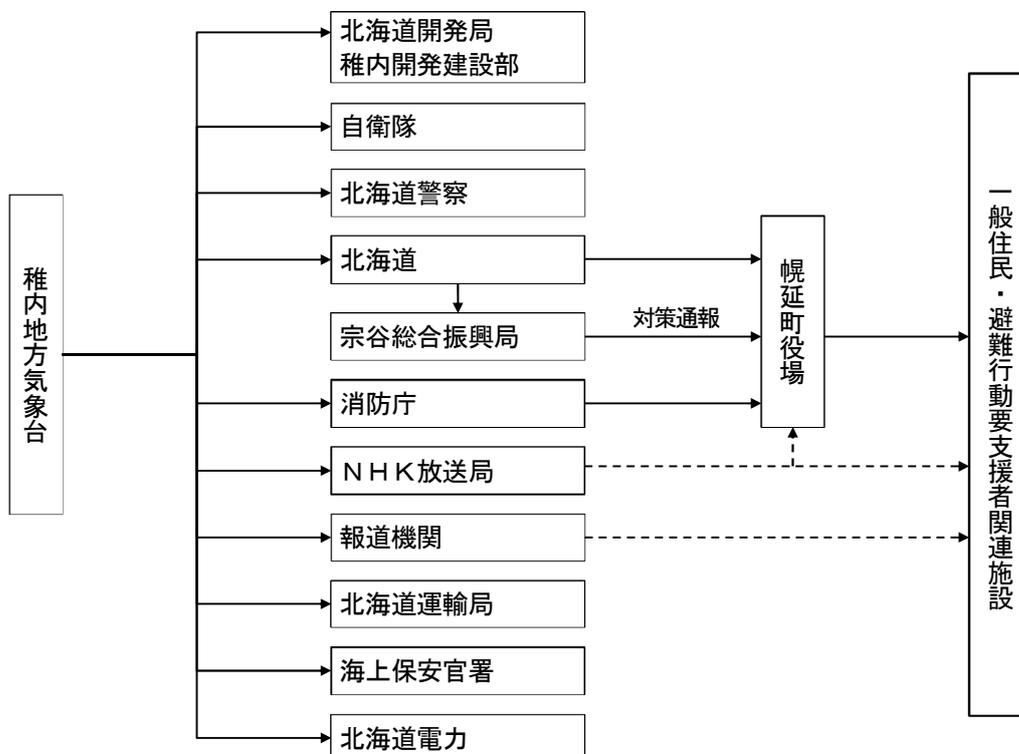
水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

水防活動の利用に適合する注意報、警報と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類は次表のとおり。

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

(2) 伝達系統図

水防活動用注意報及び警報の伝達系統は、次のとおりとする。



4 土砂災害警戒情報

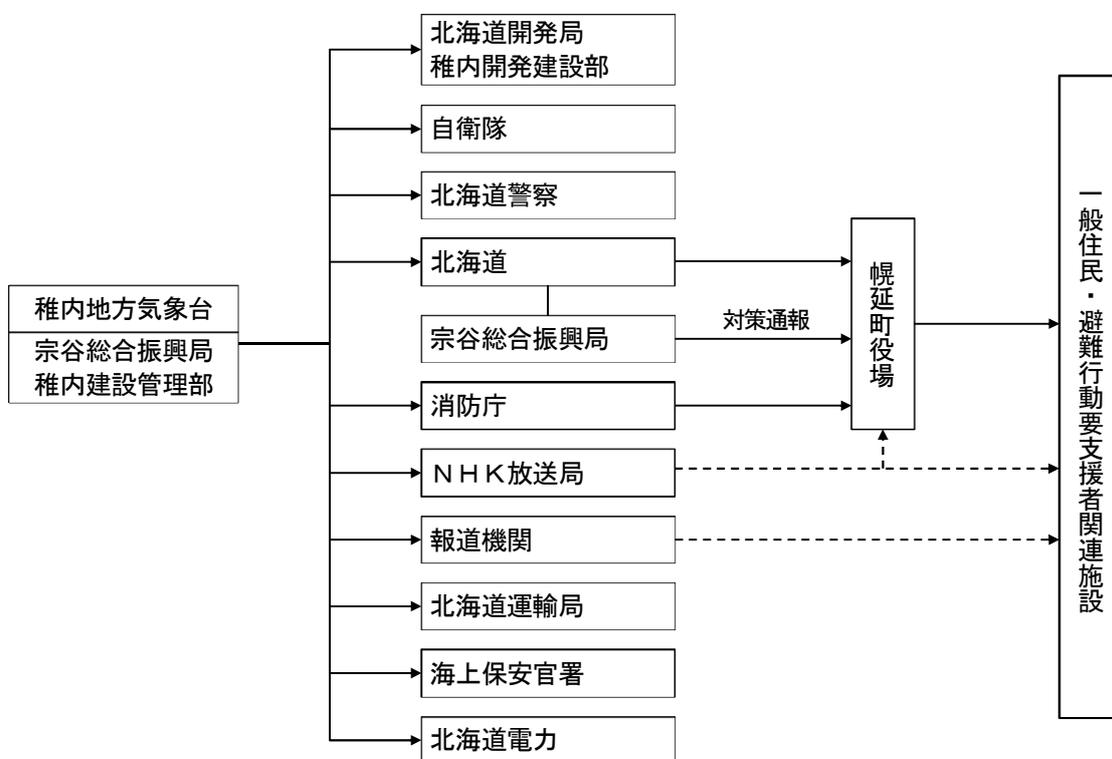
大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。

町は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）を活用し、危険度が高まっている詳細な領域を把握する。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、伝達は次の系統により行う。

町内では、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。



5 指定河川洪水予報

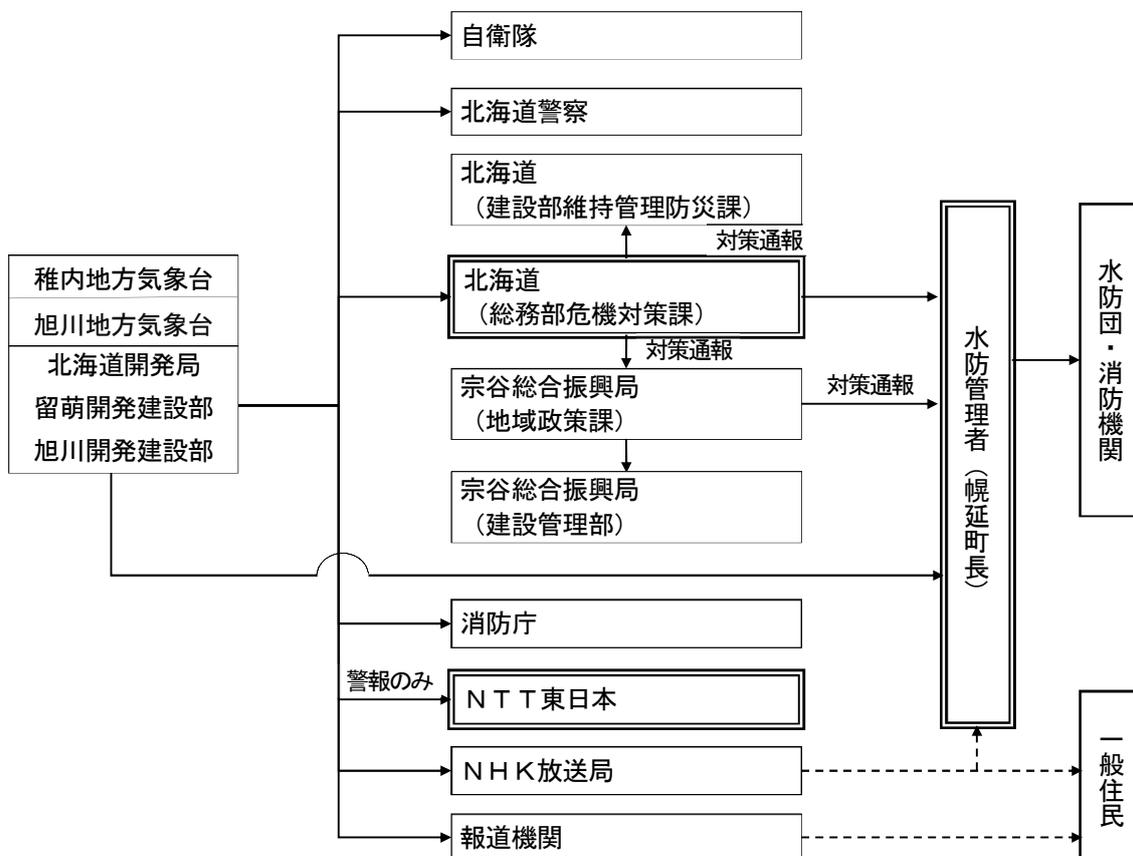
河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、警戒レベル2～5に相当する。また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する天塩川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報が発表される。

天塩川については、旭川開発建設部、留萌開発建設部、旭川地方气象台、稚内地方气象台が共同で次表のとおり発表する。

種 類	標 題	発 表 基 準 と 概 要
天 塩 川 洪 水 警 報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</p> <p>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	氾濫危険情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要となるため、避難指示発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
天 塩 川 洪 水 注 意 報	氾濫注意情報	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

6 伝達

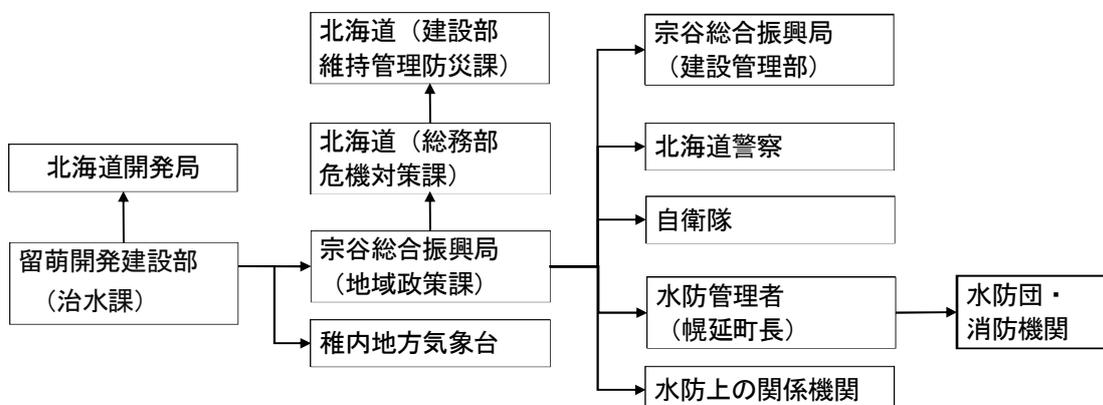
北海道開発局と札幌管区気象台等が共同で発表する場合（水防法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）の伝達は次の系統により行う。



- ※注) 1 「二重線」で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 2 「破線矢印」は放送・無線
 3 NTT東日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

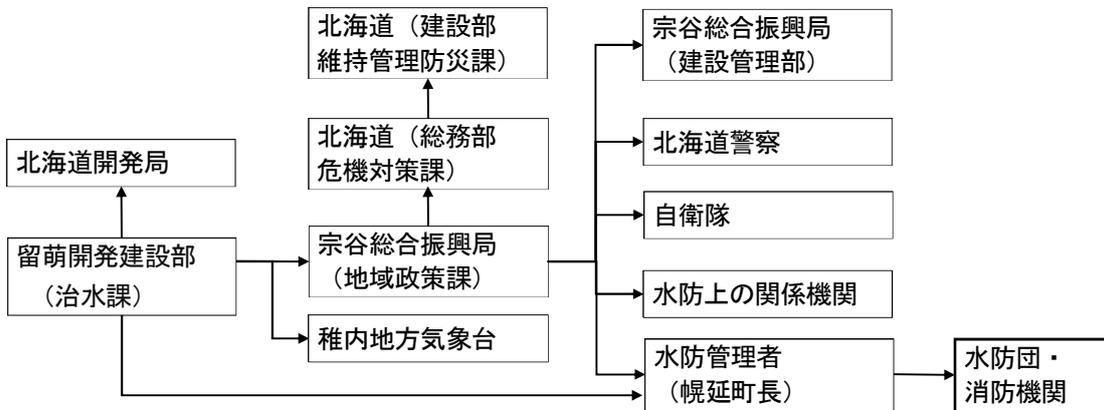
7 水防警報（水防法第16条 国土交通大臣が行う水防警報）

水防法第 16 条第 1 項の規定により、国土交通大臣が指定した河川（天塩川、雄信内川、問寒別川）についての水防警報は、北海道開発局が発表し、伝達は次の系統により行う。



8 水位情報の通知（国土交通大臣が行う水位情報）

水防法第 13 条第 1 項の規定により、国土交通大臣が指定した水位周知河川（問寒別川）の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。



9 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

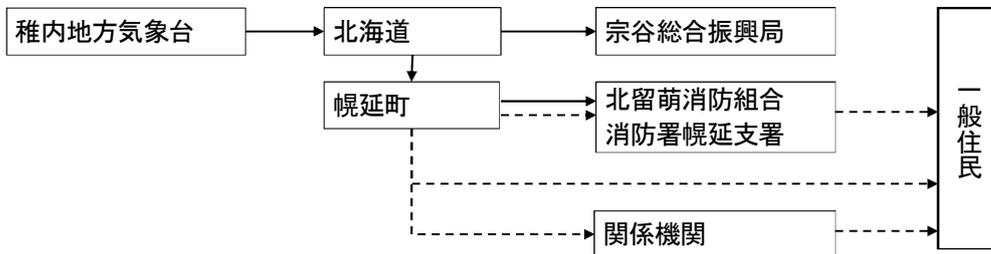
稚内地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、稚内地方気象台が北海道に通報し、町に伝達される。

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



(2) 通報基準

火災気象通報基準は以下のとおりである。

実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下、若しくは、平均風速が 13m/s 以上と予想される場合。

10 気象情報等

気象情報は、観測成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対して、円滑な防災活動を支援するため気象台が発表するもの。

稚内地方気象台が発表する気象情報の種類は次のとおり。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第3項 異常現象を発見した者の措置等

災害の発生、又は発生のおそれがある異常な現象は、地域住民が発見することが考えられる。異常現象の発見に際しては、基本法第54条により以下の義務が発生するため、特に住民へは「通報義務」について周知に努めるものとする。

1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

3 市町村長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地域
稚内地方気象台 稚内市開運2-2-1	稚内 (0162) 23-2678 (観測予報) 23-2679 (防 災)	宗谷総合振興局地域管内

基本対策編

第1章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、国や北海道と連携し、地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

町や消防機関、公共的団体等の災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は、国、北海道その他関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、国や北海道と連携し、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、北海道や防災関係機関と連携し、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

第1項 実施責任

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進に関する計画は、次のとおりとする。

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

2 町

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2項 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、町の区域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 3 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 4 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 5 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 6 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取

組を推進する。

第3項 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 ホームページ、IP告知端末機等の通信施設の活用
- 4 新聞、広報誌等の活用
- 5 映像資料の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講演会等の開催及び参加促進
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4項 普及・啓発及び教育を要する内容

- 1 町地域防災計画の概要
- 2 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家屋や家族の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 3 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項、非常配備体制
 - (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ① 連絡体制の確立（家庭内、組織内）
 - ② 気象情報の種別と対策
 - ③ 避難時の心得
 - ④ 被災世帯の心得
- 4 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 5 その他必要な事項

第5項 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するとともに

に、地域住民との交流を図り、過去における水害や地震等の災害事例や教訓等を伝承する機会の創出を図るものとする。

- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努めるものとする。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

第6項 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 各種マニュアル等の整備

町地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の各種対策を着実に実施することを目的としているが、個々の対策については更に専門的・実務的な行動マニュアル等の整備が必要である。

このことから、町は様々な災害や行動に特化して、より実践的な個別の行動マニュアルの整備を推進することとする。

- 1 マニュアルの作成にあたっては、多角的な視点から想定して不測の事態に対処できるとともに、誰もが簡単で使いやすいマニュアルとなるよう留意する。
- 2 作成したマニュアルは、防災訓練等で実際に使用し、不備があれば随時修正を加えて、常に最良の状態となるよう留意する。
- 3 作成したマニュアルは、各担当者が緊急時にすぐ使用できるよう、保管場所に留意する。

さらに、防災関係機関と連携し、災害対策を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努めるものとする。

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2項 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

1 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、消防機関等の動員、水防資材、機材の輸送、広報・通報伝達などの訓練

2 土砂災害に係る避難訓練

土砂災害警戒区域に指定されている区域の住民に対して、土砂災害時に速やかに行動するための避難訓練

3 消防訓練

消防機関の出動、近隣市町村の応援要請、避難・立退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡等を織り込んだ訓練

4 救難救助訓練

水防訓練と消防訓練を合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食等を織り込んだ訓練

5 情報通信訓練

災害時における防災に関する命令の伝達、観測結果その他の情報等の伝達を迅速かつ的確に行う訓練又はその指導

6 非常招集訓練

災害時に迅速に非常配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び参集要領等につい

での訓練又はその指導

7 総合訓練

具体的な災害を想定し、関係行政機関と協力して、防災業務に従事する職員の総合防災訓練、住民の避難訓練等又はその指導

8 図上訓練

各種災害に対処する図上における応急対策訓練

9 その他の訓練

町地域防災計画の遂行上、特に必要と認められる訓練

第3項 訓練の実施方法

- 1 訓練は、それぞれの目的に合わせ、別に実施要領を定め実施するものとする。
- 2 国、北海道及び関係機関が主催する各種訓練に積極的に参加するものとする。

第4項 民間団体等との連携

町は、北海道及び防災関係機関等と協力し、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1項 食料及び給食用資材の確保・備蓄

- 1 町は、別冊の「幌延町防災備蓄品計画」に基づき、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から1日分の数量を備蓄するよう努めている。なお、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。
- 2 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2項 防災資機材等の整備

町は、別冊の「幌延町防災備蓄品計画」に基づき、災害時に必要とされる救助資機材等の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期の災害時の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努めるものとする。

第3項 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第5節 関係団体との協定締結の推進、相互応援（受援）体制の整備

災害により町が被災した場合、又は周辺の市町村が被災した場合に備えて、地方公共団体間で相互に応援・受援を行える体制整備の構築が必要である。また、災害時には物資の供給や応急復旧、被災者支援のため民間事業者や関係団体等の協力が必要であることから、必要な協定の締結や拡充に努めるものとする。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1項 関係団体等との協定締結の推進

災害時には、物資の調達、輸送、ライフラインの維持等のサービスが滞ることが予想されることから、災害応急対応が可能となる範囲で備蓄を進めるとともに、災害の長期化に備えて、食料、燃料、生活必需品の供給、物資の緊急輸送、被災者の受け入れ、災害応急対応等のため、各関係団体との災害協定を締結し、住民生活の維持に努めることとする。

町が締結している防災協定については、資料編に掲載する「別表12 防災協定締結状況一覧」のとおり。

第2項 相互応援（受援）体制の整備

1 町

- (1) 地方公共団体間の相互応援については、北海道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から北海道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

2 北留萌消防組合

消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

3 防災関係機関等

あらかじめ、町、北海道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3項 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 町及び社会福祉協議会は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 町及び社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 町及び社会福祉協議会は、行政とNPO・ボランティア等の間で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町は、社会福祉協議会や関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する計画は、次のとおりである。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1項 地域住民による自主防災組織

町は、町内会等の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救援活動をはじめ、避難行動要支援者の避難の誘導等が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

また、町は、自主防災組織の普及のため、北海道の協力を受けて啓発資料の作成や自主防災組織のリーダー育成に努めるものとする。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2項 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所において、自衛消防組織設置が法令により義務付けられているところについては、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第3項 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ分担を定めておくことが必要である。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意するものとする。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、町内会単位など連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないような編成をする。

第4項 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃からの備えや災害時の的確な行動が大切であり、各種集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図るものとする。

(2) 防災訓練の実施

災害時において、住民の一人ひとりが適切な措置がとることができるようにするため、日頃から訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得するものとする。

また、個別訓練として情報収集伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練等を地域の実情に応じて実施するものとする。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害時に被害の拡大の原因となるものが多くあると考えられるので、住民自らが点検を実施するほか、自主防災組織としても期日を定めて一斉に防災点検を実施するものとする。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に速やかな応急措置をとることができるよう日頃から点検を行うものとする。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町に報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を住民に伝達して不安を解消し、的確な応急活動を行うものとする。このため、あらかじめ次の事項を定めておくものとする。

- ① 連絡をとる防災関係機関
- ② 防災関係機関との連絡手段
- ③ 防災関係機関の情報を住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、各地区の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に努めるものとする。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、2次災害に十分注意しながら救出活動に努めるものとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を行うとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送するものとする。

(4) 避難の実施

町長等から避難情報が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導するものとする。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに早期に避難させるものとする。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力するものとする。

第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

第1項 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 5 宗谷総合振興局保健環境部保健行政室（稚内保健所）及び保健福祉課は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、総務財政課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 7 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 8 町は、住宅近郊の農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。
- 9 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、

あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- 10 住民及び自主防災組織は、地震災害や風水害等の災害特性、建物や道路現況等を考慮し、災害時に安全・迅速に避難するための避難路を以下のとおり検討し、災害時の避難に備える。

【検討事項】

- (1) 道路幅員、歩道の整備状況
- (2) 周囲の危険物の状況
- (3) 高齢者、障がい者等の要配慮者の現況
- (4) 災害図上避難訓練の普及
- (5) 冬期間の除雪環境

- 11 町及び防災関係機関は、災害時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難情報伝達手段を以下のとおり検討し、整備する。

【避難情報伝達手段】

- (1) IP告知端末機の活用
- (2) 携帯電話メールサービスの活用
- (3) 消防団・自主防災組織（町内会）等の防災連絡員への情報伝達
- (4) 広報車の活用
- (5) 防災行政無線
- (6) 報道機関（テレビ・ラジオ等）の活用
- (7) 町等のホームページの活用

第2項 指定緊急避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- 2 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 3 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3項 避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

なお、本町においては学校や社会教育施設等を指定している。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- 4 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

- (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
- (2) 介護保険施設や社会福祉施設等の施設を活用し、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮を受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
- (3) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (4) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- 5 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

- 6 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第4項 避難計画の策定等

1 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難情報等を発令するため、あらかじめ避難情報の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難情報の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難情報の発令基準について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

今後、災害の状況に応じて躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁的な体制の構築・充実に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町は、現在天塩川、間寒別川の浸水想定区域図を作成している。今後は、さらに、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の避難情報を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ① 給水、給食措置
 - ② 毛布、寝具等の支給
 - ③ 衣料、日用必需品の支給
 - ④ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - ⑤ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ① 避難中の秩序保持

- ② 住民の避難状況の把握
- ③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
- ④ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

- ① IP告知端末機の活用
- ② 携帯電話メールサービスの活用
- ③ 消防団・自主防災組織（町内会）等の防災連絡員への情報伝達
- ④ 広報車の活用
- ⑤ 防災行政無線
- ⑥ 避難誘導者による現地広報
- ⑦ 町等のホームページの活用

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することを検討する。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷のうえ、各避難所に保管しておく。

第5項 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 水防法及び土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設を次のとおり定める。

また、施設の所有者又は管理者は、介自然災害からの避難を含む非常災害、特定災害に関する具体的計画を作成するものとする。

《要配慮者利用施設》

区 分	名 称	所 在 地
浸水想定区域内	問寒別へき地保育所	幌延町字問寒別135-1
浸水想定区域内	幌延町立問寒別小中学校	幌延町字問寒別130-1

第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1項 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、総務財政課や保健福祉課をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

町（総務財政課）は、要配慮者について、保健福祉課における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、「幌延町避難行動支援実施要綱」に定めており、要綱に基づいて、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者、または、「幌延町避難行動支援実施要綱」の定めにより、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提

供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

(5) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

町は、介護保険施設や社会福祉施設等の施設を活用し、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

福祉避難所については、基本法施行令において、「内閣府令で定める基準に適合するものであること。」と定められており、その基準は次のとおり。

- ① 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ② 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ③ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備え、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、医療施設や要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボラン

ティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2項 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等に関する計画は、以下のとおりとする。

第1項 平常時の情報交換及び情報伝達体制の整備

- 1 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報等の災害予測に資する情報を、必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワーク体制の確立を推進するとともに、全国的な大容量ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

- 2 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある町の区域の被災者、帰宅困難者等の情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

また、被災者等への情報伝達手段としては、広報車、IP告知端末機、防災行政無線システムの活用等、有線系や携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、町と国、道、消防本部等を通じた一体的な整備に努めるものとする。

第10節 土木及び建築物の予防対策

道路、橋梁等の施設管理者は、災害時の避難、消防活動、救援物資輸送の役割を担う道路等の防災総点検や冬季の積雪・除雪対策を推進し、災害時の緊急輸送の確保を図る。

河川、海岸施設及びがけ地・急傾斜地等の施設管理者は、住民等の安全を確保するため、各整備計画に基づく施設整備を推進するとともに、住民等の協力を得て、浸水やがけ崩れ等の災害の発生や二次災害の防止体制の確立を図る。

役場、学校等の施設管理者は、地震などの被災により、住民等の避難や物資の供給等の応急対策に支障をきたさないよう、耐震性能や防災機能の向上を推進するとともに、施設の安全性の確保を図る。

民間の建築物は、木造の建築物が多くみられることから、火災や地震などの被災に備えた対策の促進に努める。

第1項 道路・橋梁等の予防対策

道路及び橋梁は、災害時の避難、救援、消防活動及び物資の輸送等に重要な役割を果たす。そのため、各施設管理者は、災害時において緊急輸送道路を確保するため、平常時から道路及び橋梁の整備に当たっては、長寿命化や耐震性能の向上に努めるものとする。

1 道路防災の総点検の実施

各施設管理者は、道路防災総点検を実施するとともに、その結果に基づき、道路の災害に対する危険性を把握し、災害に強い道路づくりを推進する。

2 積雪・除雪対策

冬季に地震などによる災害が発生したときは、道路の積雪により避難活動や物資の輸送等に大きな支障となる。各施設管理者は、平常時から路線別除雪計画に基づき、除雪作業を実施し、災害時に備えて道路の確保を図る。

第2項 河川・海岸施設の整備

風水害による浸水被害、地震による液状化被害及び市街地火災等を防止するため、町をはじめとする各施設管理者は、町域の災害の危険性を把握し、各整備計画に基づく予防対策を推進する。

1 町域の危険性を考慮した施設整備計画の推進

各施設管理者は、町域の災害による危険性を把握し、地盤特性に合った施設整備を計画的に推進する。

2 水辺空間の整備

親水性豊かな空間は、住民生活に憩いと潤いを与えるとともに、消防水利の確保や洪水防止のための遊水地、火災発生時の避難地など、防災上重要な役割を果たす。このことから、河川・海岸の各施設管理者は、防災上に配慮した親水性の高い水辺空間の整備に努める。

3 取水護岸の整備

地震などによる災害時には、断水により消火栓や防火水槽が使用できなくなり、消火活動に支障をきたす危険性があることから、各施設管理者は、河川や海岸の護岸から、直接消火用水を取水できるような施設整備の推進を図る。

第3項 がけ地・急傾斜地等の予防対策

土地の高度利用と開発に伴い、台風や集中豪雨における土砂災害の危険性が増加する傾向にある。

町は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域において施工する崩壊防止工や点検等の実施に伴い、円滑な事業実施のための協力をし、がけ崩れ等の被害の防止を図る。

1 急傾斜地崩壊危険区域における防災点検・工事の実施

宗谷総合振興局稚内建設管理部は、北海道が指定した急傾斜地崩壊危険区域について、危険度の高い地域を優先し、防災点検を行う。

2 住民等の協力体制の確立

がけ地・急傾斜地危険区域等に居住する住民は、常に危険に対する意識を持って急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水等）の早期発見に留意し、異常を発見した時は、町若しくは宗谷総合振興局稚内建設管理部、警察等の関係機関へ通報する。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、北海道と連携し、がけの崩壊や液状化等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第4項 公共施設の予防対策

役場、学校、体育施設、避難所に指定される公共施設が地震などにより被災すると、利用者等の安全確保、住民等の避難及び物資の供給等に支障をきたすこととなる。

また、防災拠点や指定避難所等が被災することにより、住民等の不安心理が急速に膨らみ、混乱を助長するおそれがある。

各施設管理者は、このような施設の安全性を確保するため、各施設の整備計画に基づき、計画的に耐震性や防災機能の確保を図る。

第5項 民間建築物の予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、建物の耐震化や不燃化対策を促進するものとする。

特に、避難路に使用される道路沿道では、火災や建物の倒壊により道路交通に支障をきたすおそれがあることから、優先的に取り組みを進めるものとする。

第11節 ライフライン施設の予防対策

災害時には、水や食料等の物資供給の遅れなど、様々な応急活動に支障をきたすことが考えられる。町及びライフライン企業等は、地震などによる災害に備え、次のような予防対策を実施する。

第1項 上・下水道施設の予防対策

町は、地震などによる災害時において、被害を最小限に抑えることができるよう、地震動や液化化危険度が高い地域の埋設管の耐震化を推進する。

また、災害時の迅速な応急給水や上・下水道の早期応急復旧の実施が図られるよう、対応マニュアルを作成しておくとともに、日本水道協会北海道支部内の災害時応急協定や地元建設協会の協力等による応援体制を確立しておく。

第2項 電力施設の予防対策

北海道電力(株)道北支社、北海道電力ネットワーク(株)天塩ネットワークセンターは、防災業務計画に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及など、職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

更に、単独での応急復旧活動が困難な場合に備え、電力他社等の協力が得られるよう応援体制を確立する。

第3項 通信施設の予防対策

東日本電信電話(株)北海道事業部は、防災業務計画に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及など、社員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時の電話の混雑等により防災活動に支障をきたさないよう、重要な回線を災害時優先電話としての指定や非常用交換機等の設置体制の整備を実施する。

更に、災害時に家族や友人が安否確認等を行う際に、有効な災害用伝言ダイヤル「171」の利用について、住民等への周知に努める。

第4項 交通施設の予防対策

北海道旅客鉄道(株)旭川支社及び交通事業者は、各防災業務計画及び災害対応マニュアル等に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及など、社員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

第12節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。そのため、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域住民の生命、身体並びに財産を保護するとともに、被害の軽減を図るために必要な事項を次のとおり定めるものとする。

なお、この節の定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、北留萌消防組合消防計画によるものとする。

第1項 消防体制の整備

1 幌延町消防計画の充実

町は、消防の任務を遂行するため、町地域防災計画の内容を踏まえ、北留萌消防組合組織により、各種災害に対する、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図るものとする。

2 火災防御対策

消防計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とした消防の業務計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期するものとする。

3 消防の対応力の強化

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

第2項 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期すため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図るものとする。

第3項 消防水利・資機材の確保

大規模災害時には、同時多発的に火災が発生する危険があり、地震動や液状化現象等の影響により、消火栓や防火水槽等の消防水利の使用が不可能となる事態も予想される。

町及び消防署幌延支署は、既設の防火水槽の点検整備はもとより、耐震性防火水槽の整備や、民間施設の貯水槽・プール等の利用のほか、河川水や海水などの利用の促進を図り、災害時における消防水利の確保に努める。

1 耐震性防火水槽の整備

木造や老朽化した建物の密集地域や出荷・延焼の危険性が高い地域等を中心に、耐震性防火水槽の整備を促進する。

2 民間水利の活用

民間施設の貯水槽やプール施設等の活用方法について普及・啓発を行うなど、民間水利の活用を図る。

3 河川水や海水の活用

河川水や海水等を消防水利として利用を図るため、取水位置や取水方法について調査・検討し、取水をするための施設整備の推進を図る。

4 消防用資機材の確保

大規模地震災害時には、大量の資機材が必要となり、町や消防署幌延支署で所有している消防用資機材だけでは不足することが考えられる。そのため、北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づく応援体制を充実する。

第4項 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であるため、物理的な消防力の強化とともに、職員及び団員の資質と能力の向上を図る必要がある。

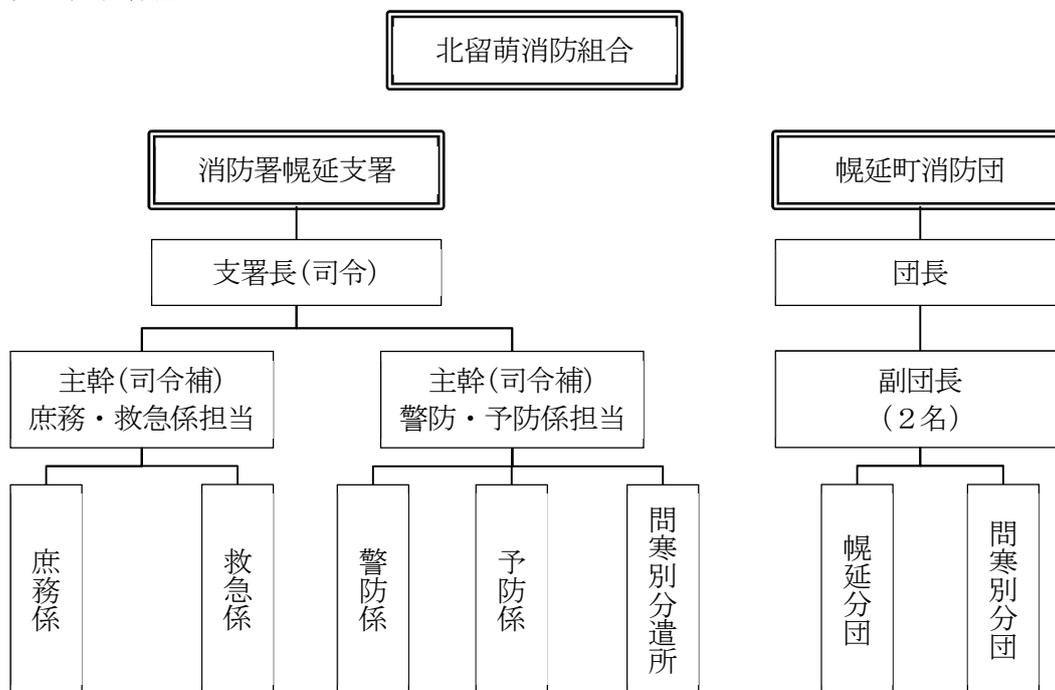
また、消防人としての職務と人格の高揚、学術、技能の習得、気力、体力の錬成及び規律を保持し、第一線で能率的な警防活動等を遂行できるよう、「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を計画的に行うものとする。

第5項 北留萌消防組合消防計画

消防事務は、一部事務組合である北留萌消防組合において共同処理するものとし、その組織は次のとおりである。

1 消防機関の組織及び機構

(1) 消防組織図



(2) 幌延支署職員の配置

(令和5年1月現在)

支署長(司令)	司令補	士長	副士長	消防士	計
1	6	2	1	3	13

(3) 幌延町消防団員の配置(定数)

(令和5年1月現在)

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
1	2	2	3	8	8	51	75

2 消防施設整備状況

車両、消防用水利等の整備状況については、資料編に掲載する「別表9 消防施設整備状況」による。

3 火災予防

地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護し、もって公共福祉の増進に資するため、防災体制の整備を促進し、火災予防対策の強化を図るものとする。

(1) 広報活動・諸行事による防火思想の普及

火災の予防運動を実施し、街頭宣伝、防火チラシとポスターの配布、講習会等の火災予防行事により防火思想の普及を図るものとする。

(2) 火災予防査察

医療施設、店舗、学校、工場等の公衆の出入り、又は多数の者が勤務する建物及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、消防職員による火災予防査察を定期的を実施するものとする。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づき、建築物の同意を行う際の不燃化の促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図る。

(4) 防火管理者制度の育成

消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに、防火対象物における消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備の点検整備、防火管理者の自主的組織の育成により、自衛消防体制の強化に努めるものとする。

第6項 広域消防応援体制

1 町長及び消防支署長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応援対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するものとする。

また、必要に応じ、町長を通じ、北海道に対して広域航空消防応援、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等の要請を要求するよう依頼するものとする。

2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

3 緊急消防援助体制を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第13節 土砂災害の予防計画

本町における土石流、急傾斜地の崩落、地すべり等の土砂災害の予防に関する計画は、次のとおりである。

第1項 現況

土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は次表のとおりである。

また、この他に山腹崩壊危険地区15箇所、地すべり危険地区1箇所、崩壊土砂流出危険地区70箇所が存在する。（詳細は資料編：別表4、5のとおり）

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内、特別警戒区域
土石流	8箇所	3箇所
急傾斜地の崩落	7箇所	3箇所
地すべり	2箇所	0箇所
指定箇所数 計	17箇所	6箇所

第2項 予防対策

土地の高度利用と開発に伴い、地すべりやがけ崩れ等土砂災害が発生する傾向にあり、ひとたび地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながるおそれがある。

町は、北海道との連携のもと、山地災害危険区域、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険区域の周知等の総合的な山地災害対策を推進するため、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- 1 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難情報の発令基準、警戒区域等、避難情報の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載し、必要に応じて更新するものとする。
- 2 土砂災害警戒区域等の指定地域について、町地域防災計画において当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - (5) 救助に関する事項

- (6) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 3 町地域防災計画において、前項(4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
 - 4 町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難情報の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難情報は、土砂災害警戒区域等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令するものとする。

第3項 形態別予防計画

町は、北海道との連携のもと、山地災害危険区域、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険区域の周知等の総合的な山地災害対策を推進するため、次のとおり予防対策を実施するものとする。

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながる。

そのため、町は、住民に対し地すべり危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の報告や住民自身による防災措置(自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・啓発を図る。

2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の報告や住民自身による防災措置(不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・啓発を図

る。

(2) 山腹崩壊防止対策

町は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3 土石流予防計画

町は、住民に対し土石流危険渓流の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

4 土砂災害警戒情報の収集・伝達

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、町長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするものであり、宗谷総合振興局と稚内地方気象台が共同して発表する防災情報である。

町は、この土砂災害警戒情報及び雨量情報や、住民からの土砂災害前兆現象、近隣の災害発生情報等を速やかな避難対策に活用するものとする。

第14節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念されるため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1項 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立するものとする。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

第2項 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難情報を発令できるようにしておくこと。
- 2 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3項 交通の確保

1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町等の道路管理者は、除雪体制の強化、積雪寒冷地に適した道路整備に努め、生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

(1) 除雪体制の強化

町は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道等の道路管理者と連携し、各道路の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

町は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されることから、北海道及び防災関係者は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図るものとする。

(1) 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

町及び北海道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体

制の強化を図る。

第4項 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努めるものとする。

また、被害の未然防止を図るため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図るものとする。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努めるものとする。

第5項 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努めるものとする。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（防寒具、スコップ等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めるものとする。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結に基づき、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び北海道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第6項 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト施設、管理棟等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念される。

スキー場の施設管理者は、雪崩等の災害が発生しないよう常に安全性の確保に努めるものとする。また、災害発生に備えて、スキー客用の避難施設や食料・飲料等の確保、緊急連絡、移送体制の整備に努めるものとする。

第15節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1項 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- 3 町及び北海道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第16節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：BusinessContinuityPlan）の策定に努めるものとする。

第1項 業務継続計画（BCP）の策定

1 町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても庁内各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第2項 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害対策本部を設置する役場庁舎や指定避難所となる施設等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、役場庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第2章 災害応急対策計画

町は、災害時には、職員を動員して災害応急対策を着実に実施し、災害の発生を防御、又は応急的救助等を行い、被害の拡大を防止する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、町は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 初動体制の確立

第1項 町職員の動員

災害時において、各種応急対策を機動的に実施するため、初動体制の確立を図る。

初動体制の確立は、初動マニュアルの作成及び防災訓練による確認と改善を繰り返していくほか、迅速で確実な指揮伝達手段について検討を進める。

職員は、休日や勤務時間外においても非常配備基準（総則編／第3章／第1節／第2項／7（2）非常配備体制の配備基準等）に達する災害の発生又は発生が予想される場合若しくは災害対策本部の設置を知ったときは、非常配備の伝達を待つことなく、自身や家族の安全を確保した後に、直ちに勤務場所又はあらかじめ決められた場所へ自主的に参集しなければならない。

- 1 災害対策本部各部の初動対応を確保するため、次の職員は、非常配備基準に達した時は、あらゆる手段を活用して、自らの勤務場所又はあらかじめ指定された場所へ参集する。
 - (1) 総務財政課職員
 - (2) 災害対策本部員
 - (3) 各部において、災害対応上、欠くことができない職員

- 2 交通の途絶、道路の損壊等により勤務場所又は指定場所に参集することが困難な場合は、一時的に直近の施設等に参集し、その後上司の指示に従い防災活動を実施する。

第2項 窓口体制の整備

災害時に多くの被災者が発生した場合は、各種手続に混乱を生じないように、町、幌延町社会福祉協議会、公共職業安定所及び日赤北海道支部は、窓口における担当部局の役割を明確にし、罹災証明書の発行、ボランティアの受入れ、災害義援金の支給、職業の斡旋、各種資金の貸付等の相談等の窓口業務の円滑な実施を図り、1日も早く、被災者の生活の早期回復と自力復興を実現できるよう、体制の整備を推進する。

第3項 広域応援要請

町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、北海道や他の市町村に応援を要請するものとする。

また、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

第2節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 災害情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

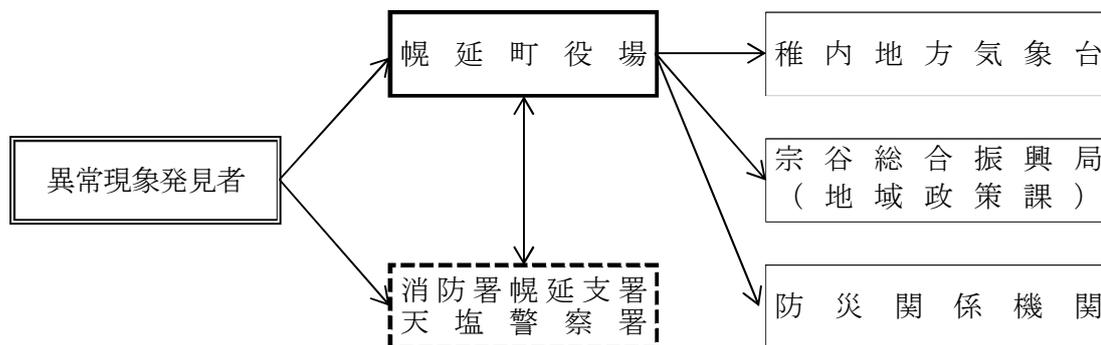
災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

町及び防災関係機関は、それぞれ有する情報組織や情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ的確な収集・連絡を行うための情報収集・連絡システムの改善に努めるものとする。

1 住民等による通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（堤防からの漏水、地割れ、溪流の濁り、竜巻等）を発見した者は、遅滞なくその旨を町、消防署幌延支署、天塩警察署等に通報するものとする。



2 市町村の災害情報等収集及び連絡

(1) 町長は、災害時、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を宗谷総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

(2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等、緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者に総務財政課長をあてるものとする。

3 災害時の通報内容及び時期

(1) 災害対策本部の設置

① 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報するものとする。

- ② 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 災害発生後の情報

町及び防災関係機関は、災害発生後の情報等について、次により宗谷総合振興局（地域政策課）を通じて北海道に通報するものとする。

- ① 災害の状況及び応急対策の概要 ⇒ 発災後速やかに
② 災害対策本部等の設置 ⇒ 災害対策本部等を設置した時直ちに
③ 被害の概要及び応急復旧の見通し ⇒ 被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
④ 被害の確定報告 ⇒ 被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

- ① 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を北海道及び国（消防庁経由）に報告する。
② 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の北海道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

4 被害状況報告

災害時、町長及び宗谷総合振興局長は、次項に定める災害情報等報告取扱要領に基づき、知事に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

なお、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出するものとする。

≪「直接即報基準」に該当する火災・被害≫

- ・ 航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
- ・ 危険物等（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故
- ・ 死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故
- ・ 震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない）

5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2項 災害情報等報告取扱要領

災害時、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告書（以下「災害情報等」という。）を宗谷総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び北海道の財政的援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度5弱以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時は、資料編「様式1 災害情報」により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

① 速報

被害報告後直ちに、資料編「様式2 被害状況報告」により件数のみ報告すること。

② 中間報告

被害状況が判明次第、資料編「様式2 被害状況報告」により報告すること。なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について、特に指示があった場合はその指示によること。

③ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に資料編「様式2 被害状況報告」により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は北海道総合行政情報ネットワーク等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判断基準

被害状況の判定は、資料編「別表15 被害状況判定基準」のとおりとする。

第3節 災害通信計画

第1項 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第2項 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

- ① 115番（局番無し）をダイヤルしNTT コミュニケータを呼び出す
- ② NTT コミュニケータがでたら
 - ア 「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる
 - イ 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる
 - ウ 届け先、通信文等を申し出る

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

- ① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

- ② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- (1) 北海道開発局関係無線による通信
北海道開発局及び開発建設部を経て行う。
- (2) 第一管区海上保安本部関係無線による通信
第一管区海上保安本部、海上保安部、海上保安署、航空基地、巡視船艇等を経て行う。
- (3) 陸上自衛隊の通信等による通信
北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。
- (4) 警察電話による通信
警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。
- (5) 警察無線電話装置による通信
北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。
- (6) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信
北海道の本庁、総合振興局若しくは振興局、又は市町村等を経て行う。
- (7) 鉄道電話による通信
鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。
- (8) 北海道電力株式会社の専用電話による通信
北海道電力株式会社本店、支店、営業所、電力センター等を経て行う。
- (9) 東日本電信電話株の設備による通信
東日本電信電話株北海道事業部が防災関係機関（市町村等）の重要通信を確保する為所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。
- (10) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信
上記1号から9号までに掲げる各通信系を使用し、または利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

第4節 災害広報・情報提供計画

災害時において、報道機関及び関係諸機関並びに住民に対して災害情報を迅速に提供し、人心の安定と社会秩序の維持を図るとともに、混乱を防止するために必要な広報に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、第2節によるほか、次の方法によるものとする。

- 1 広報・情報収集担当者派遣による災害現場の取材
- 2 住民及び報道機関その他関係機関取材による情報の収集
- 3 その他災害の状況に応じて、職員の派遣による情報の収集

第2項 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 住民に対する広報等の方法

(1) 住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況の推移を見極めながら、適切な方法（新聞・テレビ・ラジオ等、IP告知端末機、ホームページ、防災行政無線、広報車、広報誌・チラシ類の印刷物等）により、次に掲げる事項について行うものとする。なお、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。さらに、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

- ① 災害に関する情報及び住民に対する注意事項
- ② 災害応急対策、災害復旧対策とその状況
- ③ その他必要と認められる事項

(2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

(3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

(4) (1)のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(5) ヤフー(株)との協定に基づき、ポータルサイトを活用した避難情報、指定避難所の開設状況等の公開を行うものとする。

2 報道機関に対する情報発表の方法

- (1) 収集した被害状況・災害情報等は、状況に応じ報道機関に対して次の事項を発表する。
- ① 災害の種別（名称）及び発生日時
 - ② 災害発生場所
 - ③ 住民に対する避難情報発令の状況
 - ④ 避難情報の解除
 - ⑤ 被害状況
 - ⑥ 災害対策本部の設置及び解散
 - ⑦ 住民及び被災者に対する協力並びに注意事項
 - ⑧ 応急対策の状況
- (2) 災害時には、新聞・テレビ・ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

3 町の広報

町は、区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握したうえで、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、以下の情報提供を行う。

- ① 被害の区域・状況
- ② 二次災害の危険性
- ③ 避難情報
- ④ 避難場所・避難所
- ⑤ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- ⑥ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- ⑦ 交通規制
- ⑧ 被災者生活支援に関する情報等

上記各内容についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

4 各関係機関に対する周知

総務部は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供するものとする。

5 被災者相談所の開設

被災者家族等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、町長は、必要と認めるときは役場内に被災者相談所を開設し、被災者の生活相談に応ずるものとする。

第3項 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町又は北海道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

- (2) 安否情報の照会を受けた町又は北海道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町又は北海道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町又は北海道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての町及び北海道の対応

町及び北海道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第5節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 避難実施責任者及び措置内容

災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長は次により「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」等避難情報の発令を行うものとする。

1 町長（基本法第60条）

(1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

- ① 避難のための立退きの指示
- ② 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- ③ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

(2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに宗谷総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

2 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者（町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。

(2) 水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を宗谷総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する天塩警察署長にその旨を通知する。

3 知事又はその命を受けた北海道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(1) 知事（宗谷総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（宗谷総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

(2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、「基本対策編／第2章／第15節 輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

4 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

(1) 警察官又は海上保安官は、町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合には、必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

(1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

(2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

(3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

(4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

(5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2項 避難情報の発令基準

町は、気象警報（特別警報含む。）、降水量、河川水位その他情報から判断して、避難行動が必要と判断した時は、対象地域及び住民を指定して避難情報を発令し、地域住民の生命の安全の確保を図る。

1 町が発令する3種類の避難情報

警戒レベル	避難情報	発令される状況	居住者等がとるべき行動
レベル3	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等[*]は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
レベル4	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
レベル5	緊急安全確保	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

このほか、稚内地方気象台から早期注意情報が発表されたときは警戒レベル1、大雨・洪水・高潮の各注意報が発表されたときは警戒レベル2に該当する。

2 避難基準

(1) 河川の氾濫による水害

避難情報	発令の基準
高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> ○水位情報がある河川において、河川水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想される時。 ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった時。 ○3時間先までに流域雨量指数が警報基準に到達すると予想される時。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○水位情報がある河川において、河川水位が「氾濫危険水位」に達した時。また、現在到達していなくても、今後到達が予想される時。 ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった時。 ○3時間先までに流域雨量指数が警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想される時。 ○堤防の決壊・越水を確認した時。
緊急安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時。 ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった時。 ○河川の氾濫が発生した時。

(2) 大雨による土砂災害、雨水出水

避難情報	発令の基準
高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> ○2時間先までに土壌雨量指数が警報基準[※]に到達すると予想される時 ○大雨により、災害が起こるおそれがある時。 ○近隣市町村において前兆現象の発見があった時。 (斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等)
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○2時間先までに土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想される時。 ○大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった時。 ○近隣市町村において土砂災害が発生した時。 ○近隣市町村において土砂移動現象、前兆現象の発見があった時。 (山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等)
緊急安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ○特別警報が発表された時。 ○大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時。 ○近隣市町村において土砂災害が発生した時。 ○近隣市町村において土砂移動現象、前兆現象の発見があった時。 (山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等)

※ 土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に到達する土壌雨量指数の値を警報基準としている。

(3) 高潮による水害

避難情報	発令の基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ○高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 ○警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 ○警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> （災害が切迫） ○水門の異常が確認された場合 ○潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ○水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合（災害発生を確認） ○海岸堤防等が倒壊した場合 ○異常な越波・越流が発生した場合 ○水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合

※その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位

3 避難措置における連絡、助言等

町は、避難のための立退きの指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や北海道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、避難情報を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や北海道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

第3項 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の周知

町長は、避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令に当たっては、北留萌消防組合消防署幌延支署等関係機関の協力を得つつ、第2「1 町が発令する3類型の避難情報」について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難情報の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、以下の手段を活用して対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

1 信号による伝達

警鐘及びサイレンの活用等によるものとする。

2 テレビ・ラジオ、放送、IP告知端末機、防災行政無線等による伝達

NHK・民間放送局には、Lアラート（災害情報共有システム）を活用して避難情報を発令した旨を連絡し、地域住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

また、IP告知端末機、電話、緊急速報メール、防災行政無線等を通じて伝達するものとする。

3 広報車による伝達

広報車及び消防自動車により関係地域を巡回して伝達する。必要がある場合には、警察のパトロールカー等の出動を要請し伝達するものとする。

4 伝達員による個別伝達

避難情報を発令したときが、夜間・停電時・風雨が激しい場合など、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、災害対策本部員・消防職員及び団員で組織を編成し、個別に伝達するものとする。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 避難指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は高齢者等避難の理由及び内容

(2) 避難場所等及び経路

(3) 火災、盗難の予防措置等

(4) 携行品等その他の注意事項

注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

第4項 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、生活部統括のもと、町職員、消防職・団員、警察官及び自主防災組織が協力して行うものとする。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。町は、災害の状況に応じて避難情報を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 避難順位

避難に際しては、負傷者及び要配慮者等に配慮するものとする。

3 移送の方法

車両による集団輸送が必要と認められる場合は「第2章／第15節 輸送計画」に準じ、災害時の総括である総務部とともに、福祉部を担当にあてるものとする。

(1) 小規模な場合

避難は、自ら行うことを原則とする。ただし、避難者が、自力で避難、立退きすることが困難な場合には、車両等によって行うものとする。

(2) 大規模な場合

被災地が広域大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、北海道、又は他市町村に応援を求めて実施するものとする。

第5項 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた町地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、町地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

(2) 病院への移送

(3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、北海道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第6項 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員及び消防職・団員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第7項 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8項 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第9項 指定避難所の開設

- 1 町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、災害の規模が小さく避難者数が極端に少ないと見込まれるとき、災害の規模が大きく指定避難所のみではその災害に対応できないと見込まれるとき又は緊急を要する場合で指定避難所を使用することができないときは、必要に応じ、最寄りの公共施設や民間施設等について、施設管理者の同意を得て臨時避難所として開設するものとする。

- 2 町は、指定避難所の開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- 3 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

- 4 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 5 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 6 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害、特定災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 7 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- 8 避難所において収容人数を超過することがないように、平常時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- 9 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に北海道に報告する。

第10項 指定避難所の運営管理等

- 1 町は、各指定避難所に本部長の指名する運営管理者及び補助者を配置し、適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- 2 運営管理者は、避難所における収容状況及び物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備えておくものとする。
 - ① 避難者名簿（資料編：様式3）
 - ② 避難所収容台帳（資料編：様式4）
 - ③ 避難所設置及び収容状況（資料編：様式5）
- 3 町は、上記の他、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。
なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。
- 4 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 5 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

- 6 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、北海道や医療・保健関係者等と連携して、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 7 町は、北海道が示す指針に基づき、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- 8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 9 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- 10 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 11 町及び北海道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 12 町及び北海道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 13 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- 14 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- 15 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務部と生活部が連携して、

感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 16 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 17 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に総務財政課と保健福祉課が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第11項 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、北海道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 北海道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
- (3) 北海道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、（1）によらず、知事に報告したうえで、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

- (1) 町、北海道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 北海道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第12項 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

(1) 町は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、町長は道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。また、町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

(2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ宗谷総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(3) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(4) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

2 道外への広域一時滞在

(1) 町は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

(2) 知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(3) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

(4) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び北海道は、広域一時滞在により町外に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第6節 応急措置実施計画

第1項 応急措置の実施責任者

法令上、実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- 1 町長、町の委員会又は委員、町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（基本法第62条）
- 2 警察官及び海上保安官（基本法第63条第2項）
- 3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- 4 北海道知事（基本法 第70条）
- 5 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法 第77条）
- 6 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法 第80条）
- 7 水防管理者、水防団長又は消防機関の長（水防法第17条及び第24条）
- 8 消防長又は消防署長等（消防法第29条等）

第2項 町の実施する応急措置

- 1 町長及び水防団長、幌延消防支署長及び防災関係施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、北海道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めるものとする。この場合、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。
また、応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村の指揮の下に行動するものとする。

第3項 警戒区域の設定

1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しく

は制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

4 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。
- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第4項 北海道、指定行政機関・指定地方行政機関の実施する応急措置

本町において災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、北海道は、関係法令及び北海道地域防災計画の定めるところに基づき、その所掌事務に関する応急措置を速やかに実施するとともに、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう支援することとする。

1 町に対する指示（基本法第72条）

知事（宗谷総合振興局長）は町の実施する応急措置をはじめとする災害応急対策が、的確かつ、円滑に行われるようにするため、特に必要と認めるときは、町長に対し応急措置の実施について必要な指示をし、また他の市町村長に応援すべきことを指示することができる。

2 町の実施する応急措置の代行（基本法第73条・第78条の2）

(1) 北海道

知事（宗谷総合振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部または大部分の事務を行うことのできなくなったときは、

町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施するものとする。

- ① 警戒区域の設定（基本法第 63 条第 1 項）
- ② 応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）
- ③ 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2 項）
- ④ 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第 65 条第 1 項）

(2) 指定行政機関・指定地方行政機関

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害時、当該災害により町及び北海道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- ア 応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）
- イ 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2 項）
- ウ 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第 65 条第 1 項）

第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

町は、天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合に、自衛隊（指定部隊等の長）に対し部隊等の災害派遣を要請するときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、次のとおりとする。

第1項 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命救助及び財産の保護のため必要と認められる場合に行うものとし、その基準は次によるものとする。

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき
- 2 大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- 3 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- 4 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- 5 応急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき

第2項 災害派遣要請の要領等

1 要請方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（資料編：様式14 自衛隊災害派遣要請文）をもって知事（宗谷総合振興局長）に要請を要求するものとする。この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合は電話等で要求し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣の要請を要求する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

2 担当部及び要請依頼先

災害派遣要請の依頼は、総務部があたるものとする。関係書類の提出先は、宗谷総合振興局地域政策課とする。

町長は、人命の緊急救助に関し知事（宗谷総合振興局長）に通知するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（宗谷総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合については、直接、次の部隊の長に通知できるものとする。ただし、この場合においても、その後、速やかに知事（宗谷総合振興局長）に連絡し、前1の手続きを行うものとする。

《部隊通知先》

陸上自衛隊第2師団第3即応機動連隊
(所在地) 〒096-8584 名寄市内淵84番地
(電話) 01654-3-2137

3 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、災害派遣部隊が、円滑に活動できるよう、町担当者（総務部）の連絡先を明確にしておくとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

(1) 受入れ準備の確立

町は、支援の受け入れに当たって、あらかじめ受援計画を策定しておくものとする。
また、知事（宗谷総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置するものとする。

① 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び多数の車両が滞在でき、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておき、受入れのために必要な措置をとるものとする。

② 連絡職員の指名

町長は、派遣部隊及び宗谷総合振興局（地域政策課）との連絡職員を指名し、連絡にあたらせるものとする。

③ 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備するものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

① 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

② 知事（宗谷総合振興局長）への報告

総務部は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（宗谷総合振興局長）に報告するものとする。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

4 経費等

(1) 次の経費は、町が負担するものとする。

① 資材費及び機器借上料

② 電話料及びその施設費

③ 電気料

④ 水道料

⑤ 汲取料

(2) その他必要な経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ、定めるものとする。

- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設等の提供を受けた場合には、これを利用することができるものとする。

5 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（資料編：様式15 自衛隊災害派遣部隊の撤収要請）をもって知事（宗谷総合振興局長）に対し、その旨を要求するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要求し、その後文書で提出するものとする。

第3項 自衛隊の救援活動

災害派遣時における自衛隊の救援活動は、次のとおりである。

救援活動区分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握すること。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助すること。
3 避難者等の搜索活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して搜索活動を行うこと。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行うこと。
5 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
6 道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたること。
7 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
8 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施すること。 この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行うこと。
9 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施すること。
10 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品をすること。
11 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施すること。
12 その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとること。

第4項 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、

密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第5項 自衛隊との連携強化

1 総合調整

- (1) 知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。
- (2) 知事は、いかなる状況において、どのような分野について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、大規模災害の対処に係る具体的な連携方策等を取り決めた協定書を自衛隊との間で締結しておくものとする。

2 連絡体制の確立

町長及び知事（宗谷総合振興局長）は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

3 連絡調整

町長及び知事（宗谷総合振興局長）は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第6項 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第8節 広域応援・受援計画

大規模災害時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策に関する計画については、次のとおりとする。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第5節 避難対策計画 第12項」による。

第1項 応援協定等による応援・受援

1 北海道からの職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、町に対し職員を派遣し、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

2 応援協定による応援

- (1) 町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、北海道や他の市町村に応援を要請するものとする。
- (2) 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

3 基本法による応援

町は、被災したとき、災害対策基本法に基づき以下のとおり支援を求めることができる。

- (1) 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。
- (2) 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（宗谷総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（宗谷総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。
- (3) 知事（宗谷総合振興局長）は、町が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

第2項 消防機関

- 1 町長及び消防支署長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応援対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」等に基づき、他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、北海道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等の要請を要求するよう依頼するものとする
- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておくものとする。
- 3 緊急消防援助体制を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支

援体制の整備に努めるものとする。

- 4 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れに向けて、あらかじめ受援計画を策定しておくものとする。

第9節 ヘリコプター等活用計画

災害時における消防防災ヘリコプター等の活用に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 基本方針

町の区域において災害が発生した場合、迅速な救急・救助活動や機動的な災害応急対策を実施するため、各機関が保有するヘリコプター等を活用するものとする。

第2項 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が災害応急対策に有効と認める場合

第3項 受入体制及び安全対策

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受け入れ体制の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策を講ずるものとする。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害時において迅速に措置できる離着陸場を確保するものとする。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

3 ヘリコプター離着陸可能場所

本町におけるヘリコプター離着陸可能場所は、資料編「別表14」のとおりである。

第4項 北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

1 緊急運行の基準

町長は、災害時で、次のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対して応援要請するものとする。

- (1) 災害が近隣市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

2 緊急運行の要請

(1) 災害応急対策活動等による要請

災害応急対策活動、救助活動、火災防衛活動の必要があると認められる場合の緊急運行の要請は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領」に基づき、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し次の事項を明らかにして電話により行うとともに、速やかに「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」（資料編：様式 12）をFAXにより提出するものとする。

- ① 災害の種類
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- ⑤ 北海道消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

(2) 救急活動による要請

依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する場合の、救急患者の緊急搬送に係る要請は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し電話により行うとともに、速やかにFAXにより「救急患者の緊急搬送情報伝達票」（資料編：様式 13）をFAXにより提出し、その後宗谷総合振興局へその旨を連絡するものとする。

また、次の措置を行うものとする。

- ① 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。
- ② ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行うものとする。
- ③ 防災航空室からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 要請先

北海道 総務部 危機対策局 危機対策課 防災航空室 防災航空隊主査
(所在地) 〒007-0880 札幌市東区栄町964番地
(電話) 011-782-3233
(FAX) 011-782-3234
(北海道総合行政情報ネットワーク) 6-210-39-897、898

第10節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりとする。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施するものとする。

また、被災地の住民や自主防災組織等の団体は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

第1項 実施責任者

町は、災害（救助法を適用された場合を含む。）により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は救護所に収容するものとする。

また、町は救助力が不足すると判断した場合には、近隣市町村、北海道等の応援を求めるものとする。

第2項 救助救出活動

町は、職員の安全確保を図りつつ、消防署幌延支署及び天塩警察署との緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施するものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第11節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 医療救護活動

1 医療及び助産救護活動の実施

(1) 医療及び助産救護活動の原則

災害時における医療救護は原則として町が設置する救護所において、救護班を編成し実施するものとする。また、災害急性期においては、必要に応じて北海道に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を依頼するものとし、災害の種類及び程度により町では対応が困難な場合は、宗谷総合振興局（地域政策課）を通じて北海道及びその他関係機関に協力を要請するものとする。

また、精神保健医療を必要とするときは、災害発生直後から中長期にわたって災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

(2) 救護所の設置

救護所は幌延町役場の敷地内に設置するが、必要に応じ、その他の公共施設を使用するものとする。

(3) 救助法適用後の要請

町長は、救助法適用後に医療救護の必要があると認めたときは、北海道に医療救護について迅速かつ的確な要請を行うものとする。

(4) 医療及び助産の対象者

- ① 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者
- ② 災害発生の日前後7日以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者

(5) 医療班の編成

医療及び助産の実施は、医師、助産師、看護師その他の要員により編成し、医療にあたるものとする。

(6) 医療班の業務内容

- ① トリアージ（識別救急）
- ② 傷病者に対する応急処置及び医療
- ③ 傷病者の医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定
- ④ 助産救護

派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- ① トリアージ
- ② 傷病者に対する応急処置及び医療

- ③ 傷病者の医療機関への搬送支援
- ④ 災害時に都道府県が設置する S C U（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整
- ⑤ 助産救護
- ⑥ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（D M A T）のみ）
- ⑦ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（D M A T）のみ）

派遣された災害派遣精神医療チーム（D P A T）の業務内容は、次のとおりとする。

- ① 傷病者に対する精神科医療
- ② 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 救護活動の協力要請

町長は、災害の種類及びその程度により必要があると認めるときは、次の機関に協力を要請し、救護の万全を期するものとする。

- (1) 宗谷医師会
- (2) 宗谷総合振興局保健環境部保健行政室（稚内保健所）
- (3) 近隣市町村
- (4) 自衛隊（知事（宗谷総合振興局長）に災害派遣を要求）
- (5) 知事（宗谷総合振興局長）

第2項 医療品・医療用資器材等の調達

医療・助産に必要な医療品及び衛生材料の確保についての担当は医療部医事班があたるものとする。

医療品及び医療資器材は、備蓄医薬品等の活用又は取扱い業者からの調達により確保する。ただし、不足が生じたときは、北海道又は関係機関にその確保について要請するものとする。

第3項 搬送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施するものとする。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、町、北海道又は救護班が確保した車両により搬送するものとする。

道路の損壊、交通の状況により搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、北海道の所有するヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請するものとする。

第4項 保健活動とメンタルケア

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、被災者の健康管理を行うものとする。

- 1 福祉部支援班は、巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健師等による保健指導及び栄養指導を実施するものとする。

- 2 必要に応じて避難所に救護所を設けるものとする。
- 3 各医療機関と連携をとりながら、メンタルヘルスケア体制の整備を図るものとする。

第5項 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は協定締結事業者や小売店等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じたときは、北海道又は関係機関にその確保について要請する。

第6項 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害、特定災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意し、対策を取るものとする。

第12節 防疫計画

災害時における被災者の防疫に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 実施責任者

町は、被災地域又は被災状況を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図るものとする。

- 1 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施するものとする。
- 2 宗谷総合振興局保健環境部保健行政室（稚内保健所）の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施するものとする。

第2項 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、次の防疫班を編成しておくものとする。

- 1 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。
- 2 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

第3項 感染症の予防

1 知事の指示等

知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

検病調査及び保健指導等は、北海道の編成する検病調査班によって次の要領により実施されるが、町は関係機関と緊密な連携のもとに防疫情報の早期把握に努めるものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、町と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- (2) 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

町長は、感染症予防上必要なときは、知事の指示により、予防接種を実施するものとする。

4 清潔方法

家屋周辺の衛生対策は、各個人において実施するものとし、知事の指示を受けた場合、町の区域における道路側溝、公園等の公共の場所を中心に実施するものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は、災害廃棄物処理計画に基づき、埋立等衛生的に処分するものとする。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）の規定によるものとする。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分するものとする。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保したうえで、速やかにこれを実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により水を搬送し、ろ水機によりろ過給水等を実施するものとする。特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。

なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

9 臨時予防接種

町長は、知事の指示により、感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

第4項 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町の区域の衛生管理組織等と連携し、避難所の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施するものとする。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

宗谷総合振興局保健環境部保健行政室（稚内保健所）等の指導のもと、指定避難所等の衛生対策を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するものとする。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するものとする。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥（野菜くずなど）等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第5項 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとし、宗谷家畜保健衛生所長において実施するものとする。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

① 緊急防疫の実施

宗谷家畜保健衛生所長は、家畜防疫上必要があると認めたときは、予防薬を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導するものとする。

② 緊急防疫用資材等の確保

宗谷家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

③ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

宗谷家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

④ 家畜衛生車の被災地への派遣

宗谷家畜保健衛生所長は、災害時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫にあたるものとする。

(2) 家畜の救護

町は、宗谷総合振興局及び幌延町農業協同組合、留萌地区農業共済組合北部支所等と協力し、家畜救護にあたるものとする。

第13節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、天塩警察署が実施する警戒、警備については、次のとおりとする。

第1項 災害に関する警察の任務

天塩警察署は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸施策対策を推進するほか、風水害、地震等各種災害時は、その災害の規模、態様に応じて、別に定める災害警備本部を設置するなど、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたるものとする。

第2項 応急対策の実施

天塩警察署長は、次に掲げる応急対策を実施するものとする。

- 1 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- 2 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。
- 3 風水害等各種災害時は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。
- 4 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

第14節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するために必要な道路交通の確保に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

- 1 町が管理している道路で災害が発生した場合は、発生箇所及び周辺道路の警戒に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- 2 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができるものとする。
- 3 消防職員は、上記2による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができるものとする。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができるものとする。

- 4 町長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない時、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、次の措置をとることができる。
 - (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
 - (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
 - (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2項 道路の交通規制

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により確認したときは、速やかに必要な規制を行うものとする。

1 道路交通網の把握

災害時、道路管理者及び所轄警察署長は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 規制の標識等

道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律105号）によって規制したときは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令第3号）の定める様式を、基本法によって規制したときは基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）様式に定める様式によって、次のとおり表示するものとする。

ただし、緊急な場合や標識を設置することが困難又は不可能なときなどは、適宜の方法により、とりあえず交通規制を行ったことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

《規制条件の表示》

道路標識に次の事項を明示して表示するものとする。

- ・規制する区間
- ・規制する期間
- ・規制する理由



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合に於ては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

3 規制の周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、住民に周知を図るものとする。

第3項 緊急輸送のための交通規制

1 緊急通行車両の確認

- (1) 車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、緊急通行車両確認証明書（資料編：様式6）を申請する。
- (2) 緊急通行車両であると認定されたものについては、証明書及び標章が交付される。なお、証明書は、当該車両を運行する期間中運行責任者が常に携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。また、標章は当該車両の前面に掲示させる。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

町は、災害の発生に備え、町が所有する車両で災害時に緊急通行する必要がある車両について、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、災害発生後の確認手続きの事務の省略化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておくものとする。

3 緊急通行車両

緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- (1) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

4 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

- ① 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

② 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

③ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

① 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

ア 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

- イ 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

① 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

5 放置車両対策

- (1) 町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者（町）は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (2) 町は、北海道から緊急通行車両の通行ルートを確保するための指示を受けたときは、その内容に応じて対策を講じるものとする。

第15節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための計画は、次のとおりとする。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、関連する協定を締結している団体、事業者と実施体制の充実に努めるとともに、新たに運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を検討するなど、さらなる体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1項 実施責任

基本法第50条第2項に基づき、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。

町長が行うものについては、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長（総務部）が行うものとする。

第2項 緊急輸送の範囲

- 1 被災者の輸送とそれに伴う副次的な物資の輸送
- 2 医療及び助産上緊急を要する者の輸送
- 3 救出された被災者の輸送と救出のために必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水・食料の輸送と飲料水に適する水を確保するための輸送
- 5 行方不明者の捜索のため必要な人員及び資機材等の輸送
- 6 遺体の処理検案のための人員及び遺体の処理のための衛生材料等の輸送並びに遺体の移送及び遺体を移送するための人員の輸送
- 7 被災者の応急救助の目的のために直接使用される救済用物資の輸送
- 8 避難対策のための人員、応急復旧作業のための人員等の輸送
- 9 その他特に必要とする輸送

第3項 輸送の方法

1 車両等による輸送

災害時輸送は、一時的に町が所有する車両等を使用するものとするが、被災地までの距離・被害の状況等により町の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行う等、輸送の万全を期するものとする。

2 人力輸送

災害の状況により車両等による輸送が不可能な事態が発生したときは、人力による輸送を行うものとする。また、積雪期は雪上車等により輸送を行うものとする。

3 空中輸送

地上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合は又は急患輸送及び山間へき地等で緊急輸送の必要が生じた時は、北海道を通じ自衛隊又は北海道警察等に対し航空機輸送の要請を行う

ものとする。

なお、救急患者の緊急搬送に係る消防防災ヘリコプター要請については、「基本対策編／第2章／第9節 ヘリコプター等活用計画」に定める要請手続をとるものとする。

第16節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給計画は、次のとおりとする。

第1項 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施するものとする。供給の責任者は、本部長（町長）であるが、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。主要食料の確保は福祉部救護班が行うものとする。

第2項 食料の供給

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について宗谷総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、宗谷総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

また、副食及び調味料の確保については福祉部救護班が行うこととし、町の区域の小売業者等から購入して行うものとする。ただし、町において調達が困難な場合、又は必要数量を満たし得ない場合にあっては、宗谷総合振興局長を経由して知事に対してその斡旋を要請するものとする。

このほか、必要に応じて協定を締結している団体や事業者に支援を要請するものとする。

1 供給の対象

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被災して、炊事のできない者
- (3) 住家が被災して、一時避難先に避難する者
- (4) 災害時において、応急作業に従事している者

2 供給品目

米穀、アルファ米、即席麺、パン、インスタント食品、粉ミルク等とする。

3 炊き出し計画

(1) 実施責任

炊き出しは本部長（町長）が行うが、その事務は、住民部が行うものとし、必要に応じて各団体の協力を求めて実施するものとする。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、幌延町赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て、学校給食センター、その他炊事施設を有する施設を利用して行うものとする。

第17節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇して飲用に適する水を得ることができない場合には生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 実施責任

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度は（推奨1週間分程度）、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源は、被災者付近の浄水場の貯留水を基本とするが、不足する場合には自然水（川等の水）、プール、受水層、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

3 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車等を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

第2項 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

2 給水施設の応急復旧

災害時に水道施設が損壊し、給水が停止したときは、在庫資材、発注資材をもって主要配水管の配管工事を行い、共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を供給するものとする。

第3項 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は北海道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第18節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 実施責任

- 1 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他、生活必需物資の給与又は貸与は、町長が知事の委任により実施するものとする。
- 2 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長が行うものとし、福祉部救護班が担当に当たる。物資の調達に困難なときは、知事に斡旋及び調達を要請する。
- 3 町内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。なお、町内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。また、生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第2項 給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

1 対象者

- (1) 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- (3) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

2 種類

- (1) 寝具（就寝に必要な毛布、布団等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、下着類等）
- (4) 身の回り品（タオル、衛生用品等）
- (5) 炊事道具（鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ろうそく等）
- (9) その他、日常生活に欠くことのできないと認められるもの

第3項 実施の方法

1 給与又は貸与の方法

物資の給与又は貸与は、各地区情報連絡責任者（町内会長等）等の協力を得て、迅速かつ的確に行うものとする。

なお、物資の給与又は貸与にあたっては次の簿冊を備え、その経過を記録しておくものとする。

- (1) 世帯構成員別被害状況（資料編：様式7）
- (2) 物資購入（配分）計画表（資料編：様式8）
- (3) 物資受払簿（資料編：様式9）

(4) 物資給与及び受領簿（資料編：様式 10）

(5) 物資の給与状況（資料編：様式 11）

2 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、要配慮者に最優先に配分するなどの配慮をするものとする。

第19節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、必要に応じて、北海道に協力を求めるものとする。
- 4 LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うものとする。

第20節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社は、「防災業務計画」等に基づき、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧見込み等の広報等、電気施設の被害の軽減及び早期復旧を図るものとする。

第2項 町

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給に努めるものとする。

1 要員

災害時において、北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社が自衛隊の派遣を必要とする場合、町長は知事（宗谷総合振興局長）に要請を要求するものとする。

2 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援するものとする。

3 広報活動

町は、北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社に協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行うものとする。

第21節 ガス施設災害応急計画

ガス事業者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第24条第1項に基づく保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害や特定災害の事前対策、災害時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

第1項 非常災害・特定災害の事前対策

- 1 気象等特別警報・警報・注意報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに町の区域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と連携をとるものとする。
- 2 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定期間毎に関係機関と確認しておくものとする。

第2項 災害時の対策

ガス事業者は、災害時には、ガス事業法第24条により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、消防機関と「ガス漏れ及び爆発事故防止対策に関する申し合わせ」（昭和55年11月21日55札通ガ435）により連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第22節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 上水道施設

1 応急復旧

災害時における上水道施設の復旧及び飲料水を確保するため、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する上水道水の供給に努めるものとする。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

第2項 下水道施設

1 応急復旧

災害時における下水道施設の被害に対し、汚水の流下に支障のないよう被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、次の策を講じて速やかに応急復旧を行うものとする。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等、緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 災害の原因及び被害種別

災害の原因及び被害種別は次のとおりとする。

1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、高潮その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、なだれ及び異常気象等による出水
- (3) 波浪
- (4) 津波
- (5) 山崩れ
- (6) 地滑り
- (7) 土石流
- (8) 崖崩れ
- (9) 地震
- (10) 落雷

2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊盛土及び切土法面の崩壊
- (2) 道路上の崩土堆積
- (3) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (4) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (5) 河川、砂防えん堤の埋塞
- (6) 堤防、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- (7) 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (8) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2項 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施するものとする。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

- ① 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
- ② 災害の発生が予想されるときは、逐次、所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推

移等を判断して応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、北海道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により前(2)に定めに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画の定めにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と新たに協定を結ぶなど、連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図るものとする。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図る被災宅地安全対策計画は、次のとおりとする。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するものとする。

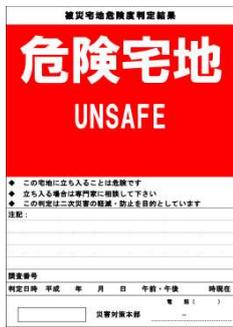
2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼するものとする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示するものとする。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	危 険 宅 地	要 注 意 宅 地	調 査 済 宅 地
	赤のステッカー を表示する	黄のステッカー を表示する	青のステッカー を表示する
表示方法			

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行うものとする。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

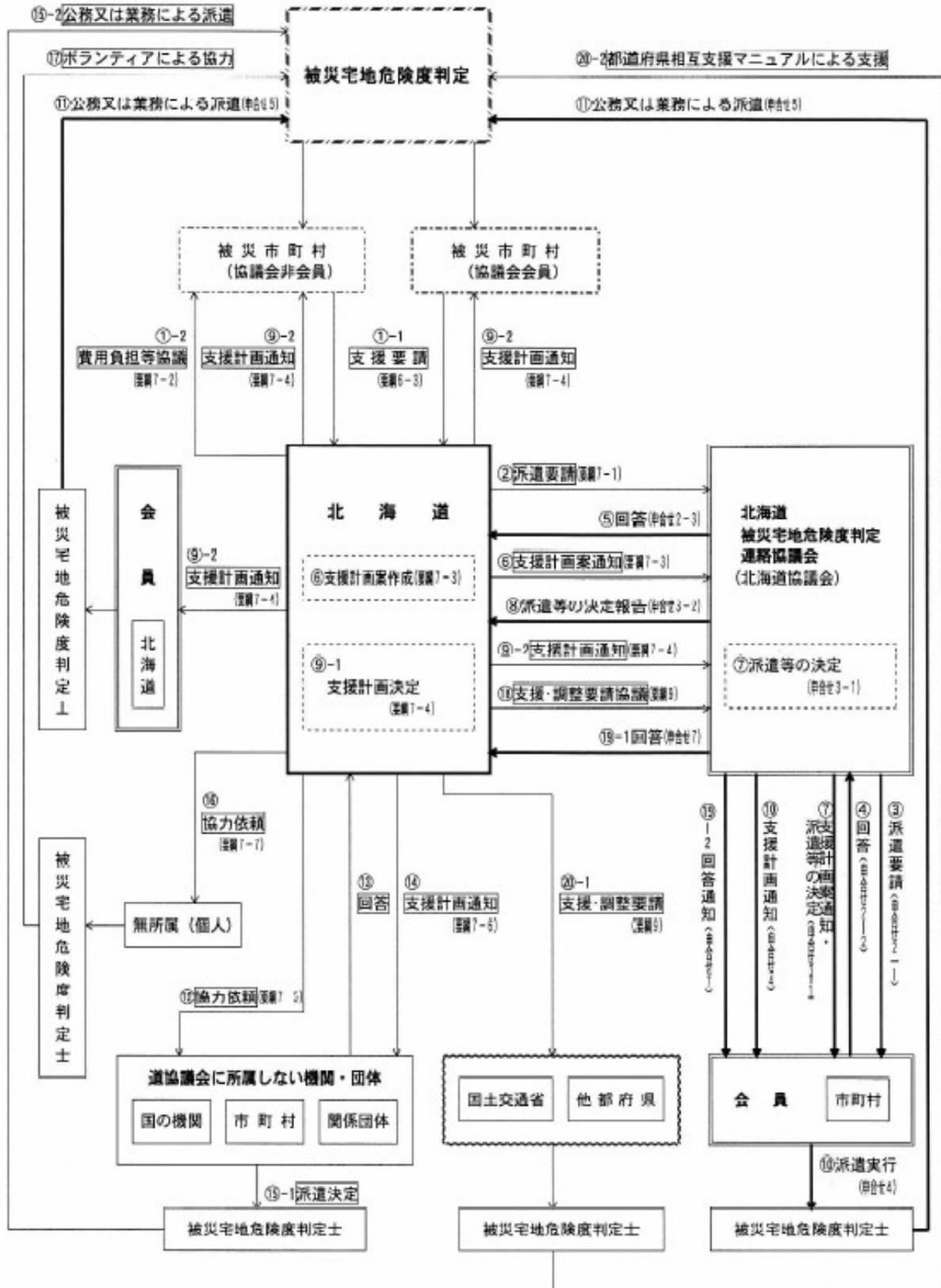
町は、災害の発生に備え、北海道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努めるものとする。

6 被災宅地危険度判定実施の流れ

被災宅地危険度判定実施の流れは、次のとおりとする。

被災宅地危険度判定実施の流れ図

北海道要綱の流れ →
 北海道協議会申合せの流れ →



第25節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 実施責任

- 1 救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。
- 2 災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。
また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第2項 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行うものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町及び北海道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

町は、住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要

な事項を把握し戸数を取りまとめるものとする。

北海道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定するものとする。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、地域の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができるものとする。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができるものとする。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任するものとする。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町及び北海道は、著しく異常かつ激甚な非常災害、特定災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラ一等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が北海道において整備する必要を認めるときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡され、管理は町が行うこととなる。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、「幌延町営住宅条例」で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3項 資材等の斡旋、調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼するものとする。
- 2 北海道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第4項 住宅の応急復旧活動

町及び北海道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第26節 障害物除去計画

災害によって、道路・住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 実施責任

- 1 障害物の除去は町長が行い、担当は建設部土木建築班があたるものとする。
救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行うものとする。
- 2 道路・河川、その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。
- 3 道路管理者は、基本法第76条の6第1項又は第3項の規定による措置をとるため、止むを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

第2項 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとする。なお、概要は以下のとおりとする。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3項 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び関連業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4項 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近遊休地等を利用して集積するものとし、集積場所の選定にあたっては、次の点に注意する。

- 1 人命、財産に被害を与えない場所とする。
- 2 盗難等の危険のない場所とする。
- 3 道路交通の障害とならない場所とする。

なお、町と北海道は相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5項 障害物の保管等

応急措置実施のため除去した工作物等は基本法第64条の規定により保管を行うものとする。

第6項 放置車両の除去

放置車両の除去については、「基本対策編／第2章／第14節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第7項 費用及び期間

障害物除去のための費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第27節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 実施責任

1 町・教育委員会

小、中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び教育委員会が行うこととし、担当は教育部があたるものとする。

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施するものとする。

2 学校管理者等

学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務分担、相互連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。

(2) 児童生徒等の安全確保

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え教職員等の任務分担、相互連携、時間外における教職員の参集等についての体制を整備するものとする。

① 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努めるものとする。

② 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図るものとする。

3 町及び北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第2項 被害状況の把握

教育部は、応急対策計画の策定のため、次の事項についての被害状況等を速やかに把握するものとする。

- 1 児童生徒の被災状況
- 2 教職員の被災状況
- 3 学校施設の被害状況
- 4 その他の教育施設の被害状況
- 5 応急措置を必要と認める事項

第3項 応急対策実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一部転用などにより授業の確保に努めるものとする。（特別教室、屋内運動場等）

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努めるものとする。

(4) 仮校舎等の建築

前（1）～（3）において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

2 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努めるものとする。

特に、授業の実施が不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。

(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容や方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
- ② 教育活動の場所が集会所等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
- ③ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団下校の際は、地域住民、関係機関・団体、父母の協力を得るようにする。）
- ④ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・監督に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
- ⑤ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

北海道教育委員会及び幌延町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣が学校の教職員を動員配備し、教育活動に支障をきたさないよう努めるものとする。

4 教科書、学用品等の調達及び支給

(1) 支給対象者

住家が全焼（全壊）、流失、半焼（半壊）又は床上浸水するなどの被害を受けた児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給するものとする。

(2) 支給品目

- ① 教科書及び教材
- ② 文房具
- ③ 通学用品（運動靴、体育着、傘、カバン、長靴等）

(3) 支給方法

幌延町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給するものとする。

(4) 学用品の調達

支給する文房具及び通学用品については、町の区域内の文房具取扱店等から調達するものとするが、不足の場合には、近隣市町村又は北海道に依頼し調達するものとする。

(5) 学用品給与の費用及び期間

学用品給与のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

5 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

(1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期するものとする。

- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶するものとする。
- (3) 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施するものとする。
- (4) 必要に応じて、児童生徒及び教職員等の健康診断を実施するものとする。

第4項 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年条例第83号）及び町文化財保護条例（昭和55年条例第5号）等による文化財（有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、所轄する町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理、埋葬の実施に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 安否の確認と行方不明者の捜索

風水害、地震などによる災害が発生したときは、避難行動要支援者名簿、避難所の避難者名簿等に基づき、障がい者や高齢者等に対して、積極的に安否の確認を行う。

一般住民の行方不明者については、町が天塩警察署及び稚内海上保安部に協力を要請する。

自主防災組織は、地域の避難行動要支援者に対して安否の確認を行い、行方不明者等に関する情報を警察署等へ連絡する。

住民が安否確認を行うときは、災害用伝言ダイヤル（171、web171）、携帯電話会社が運営している災害用伝言版を利用する。

また、町は安否に関する情報を総括し、報道機関や広報誌、IP告知端末機、町ホームページ等により、住民等へ情報を提供する。

項目	担当部局等
要配慮者の安否確認	町（福祉部支援班）
一般住民の行方不明者の捜索	天塩警察署・稚内海上保安部

第2項 遺体の収容・処理・埋葬

1 遺体の収容処理

(1) 対象者

災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができないもの

(2) 処理の方法

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、検視後、次により処理するものとする。

- ① 身元が判明しており、かつ遺族等がいる場合は遺体を引き渡す。
- ② 身元が判明しない場合、又は遺族等により身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、町において必要な処置及び遺体の一時保存を実施する。（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤北海道支部が行うものとする。）

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

2 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族の

いない遺体

(2) 処理の方法

- ① 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。
- ② 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬にあたっては、土葬又は火葬にする。
- ③ 埋葬を町において実施できないときは関係機関や協定による協力を得て行う。

3 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、北海道に広域火葬の応援を要請する。

北海道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

4 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害、特定災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が町で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第29節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いに関する計画は、次のとおりとする。

第1項 実施責任

被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じて宗谷総合振興局からの指導のもと、町が行うこととし、家畜は産業部、家畜以外の死亡獣畜は生活部が担当するものとする。

第2項 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処理を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第3項 同行避難

災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第30節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播種飼料作物種子の区分により、次の事項を明らかにした文書をもって宗谷総合振興局長を通じ北海道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第31節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「幌延町災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「基本対策編／第2章／第26節 障害物除去計画」によるものとする。

第1項 実施責任

- 1 被災地における廃棄物等の処理は、地域住民の協力を得て、町長が実施するものとし、担当は生活部が行うものとする。なお、住民のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め実施するものとする。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施するものとし、家畜は経済部、家畜以外の死亡獣畜は生活部が担当するものとする。

第2項 廃棄物等の処理方法

1 ごみ処理

(1) 収集

西天北五町衛生施設組合の委託業者により実施するものとするが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借り上げにより実施するものとする。

(2) 処理

西天北五町衛生施設組合の廃棄物処理施設を使用するが、災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理場にて埋立等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

2 し尿処理

(1) 収集

西天北五町衛生施設組合の委託業者により完全収集に努めるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の一部（2～3割程度）収集にとどめ、早急に各戸のトイレの使用を可能にするものとする。

(2) 処理

西天北五町衛生施設組合のし尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

運搬することができる場合は、取扱場で行うものとし、運搬することが困難な場合は、宗谷総合振興局保健環境部保健行政室（稚内保健所）の指導を受け、次により処理するものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないように配慮して埋却及び焼却の方法で処理するものとする。
- (2) 移動できないものについては、稚内保健所長の指導を受けて臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

第32節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における協力団体及び各種ボランティア団体・NPO等との連携に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 ボランティア団体・NPOの協力

町は、協力団体又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受けるものとする。

第2項 ボランティアの受入れ等

町は、幌延町社会福祉協議会と連携してボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

ボランティアの受入れにあたっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3項 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、概ね次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4項 ボランティア活動の環境整備

町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第33節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1項 供給方法

- 1 町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、稚内公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。なお、担当は総務部があたるものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項
- 3 災害対策本部の各部において労務要員等の労力を必要とするときは、次の事項を示し総務部を通じて要請するものとする。
 - (1) 動員を必要とする理由
 - (2) 作業の内容
 - (3) 作業場所
 - (4) 就労予定期間
 - (5) 所要人員
 - (6) 集合場所
 - (7) その他参考事項

第2項 労務者の雇い上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のための労働者が必要なときは、労働者を雇い上げるものとする。

- (1) 被災者の避難誘導のための労務者
- (2) 医療・助産のための移送労務者
- (3) 被災者救出用機械・器具・資材の操作のための労務者
- (4) 飲料水の運搬、機械操作、浄水用薬品の配布などのための労務者
- (5) 救援物資支給のための労務者
- (6) 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

第3項 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第34節 職員派遣計画

大規模災害時における指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請又は知事に対する派遣の斡旋要請に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 派遣要請及び派遣の斡旋要請

1 派遣要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣を要請するものとする。

2 派遣の斡旋要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

第2項 要請手続等

1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

第3項 派遣職員の身分取扱い

1 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側及び受入側の双方の身分を有するものとし、双方の法令、条例及び規則の適用を受けるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定するものとする。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地

方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

- 4 派遣職員の服務は、受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができるものとする。

第35節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次のとおりとする。

第1項 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（宗谷総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断と責任において実施するものとする。

第2項 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害により現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

1 住宅が滅失した世帯数が次表に該当する場合

被害区分 町の人口	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合（全道で2,500世帯以上）	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	幌延町区域の住家滅失世帯数	
幌延町 (5,000人未満)	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
摘 要	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により元通りに再利用することが困難で具体的には、住宅の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表して、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修をすれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 ・準半壊 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 		

- 2 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じたとき
 - (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - (2) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
- 3 災害が発生するおそれがあるとき

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、本町において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

第3項 救助法の適用手続

1 町

- (1) 本町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を宗谷総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに宗谷総合振興局長に報告し、その後の処理について指示を受けなければならない。

2 宗谷総合振興局

振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、速やかに知事に報告する。

3 北海道

知事は、振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、宗谷総合振興局長を経由して、町に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

第4項 救助の実施の種類

1 救助の種類、町長への委任

知事は、救助法を適用した町に対し、次に掲げるもののうち必要と認める救助を実施するものとする。なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、救助に関する事務を通知により町長へ委任するものとする。

救助の種類		実施期間	実施者区分
避難所の設置 (避難所、福祉避難所)		7日以内	町
応急仮設 住宅の供与	建設型 応急住宅	20日以内に着工 完成の日から最長2年	対象者、対象箇所の選定～町 設置～北海道（ただし、委任し たときは町）
	賃貸型 応急住宅	速やかに借上げ、提供 完成の日から最長2年	
炊出しその他による食 品の給与		7日以内	町
飲料水の供給		7日以内	町
被服、寝具その他生活 必需品の給与又は貸与		10日以内	町
医療		14日以内	医療班～北海道・日赤北海道支 部（ただし委任したときは町）
助産		分娩の日から7日以内	医療班～北海道・日赤北海道支 部（ただし委任したときは町）
被災者の救出		3日以内	町
住宅の応急修理		3か月以内	町
学用品の給与		教科書 1か月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬		10日以内	町
死体の搜索		10日以内	町
死体の処理		10日以内	町・日赤北海道支部
障害物の除去		10日以内	町

(注) 期間については、すべて災害発生の日から換算することとし、この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 救助に必要なとする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法、同施行令、同施行規則並びに同細則の定めにより実施するものとし、町長は、これらの措置を必要とする場合、その必要とする理由、期間その他必要な事項を明らかにして、知事に対し要請するものとする。

第3章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、北海道や防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害、特定災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1項 実施責任者

災害復旧計画は、町長を実施責任者とする。

第2項 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 下水道
 - (9) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 上水道災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画

- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他災害復旧事業計画

第3項 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われるため、適切に取り扱うものとする。

第4項 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び北海道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

本節は、被災した住民の生活相談や職業の斡旋など生活再建に向けての援護対策や義援金の支給及び援護資金の貸付、更には、中小企業への融資制度等について定めたものである。

第1項 被災者生活再建支援制度

風水害や地震などにより生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。問い合わせ等の対応は、町の保健福祉課とする。

1 支給対象

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等において、以下の条件に当てはまる世帯。

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2 支給金額

被災した世帯の住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金（最高100万円）と、住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金（最高200万円）の合計額（最高300万円）が支給される。

対象別の支給額は次表のとおり。

対 象		支 給 額	
		複数世帯	単数世帯
支援金 基 礎	全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯	100万円	75万円
	大規模半壊世帯	50万円	37.5万円
	中規模半壊世帯	—	—
支援金 加 算	その居住する住宅を建築し、又は購入する世帯	200万円	150万円
	その居住する住宅を補修する世帯	100万円	75万円
	その居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く。）	50万円	37.5万円
支援金 （中規模半 壊）加算	その居住する住宅を建築し、又は購入する世帯	100万円	75万円
	その居住する住宅を補修する世帯	50万円	37.5万円
	その居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く。）	25万円	18.75万円

※支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額となる。

世帯人数が一人の場合は、各該当金額の4分の3の額

第2項 罹災証明書の交付

- 1 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- 2 町長は、町の地域に係る災害時において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- 3 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- 4 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- 5 町は、住家被害の調査や罹災証明書交付を担当する総務財政課と応急危険度判定を担当する建設管理課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- 6 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防支署長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- 7 消防支署長は、町から要請を受けたときは、火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第3項 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害時において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
 - ⑥ 援護の実施の状況
 - ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ⑧ 電話番号その他の連絡先
 - ⑨ 世帯の構成
 - ⑩ 罹災証明書の交付の状況
 - ⑪ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

- ⑫ 上記⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - ⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、北海道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ① 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書について、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - ⑤ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- (3) 町長は、(2) の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（本項 1（2）の⑬）を含めないものとする。

第 4 項 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金

- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第3節 災害復興事業

災害復興事業については、復興のためのまちづくりをはじめとし、住民生活再建、経済復興等のすべての分野を対象とする。

特に、復興のためのまちづくりにおいては、住民等の合意形成を図りながら基本方針を策定する。基本方針策定に向けては、幌延町のまちづくりの理念に防災関連事業制度を重ね、新たな付加価値を加えたまちの再構築を図る。